

閉ざされた学問空間＝丸山眞男の歴史認識 — 日本人の国防意識の弱体化をもたらした歴史認識の変容について (3)

筒井 正夫 (滋賀大学名誉教授)

はじめに

本稿の課題は、前号に引き続き、「日本人の国防意識の弱体化をもたらした歴史認識の変容」というテーマについて、戦後「民主主義の旗手」として、戦前日本の超国家主義やファシズム体制、日本の近代化および国体の構造的病理を暴き、日本国憲法を擁護し、安保改定反対闘争でも世論の先頭に立って獅子奮迅の活躍をした丸山眞男の思想に批判的検討を加えることである。

丸山の多岐にわたる業績のうち、ここでは超国家主義論、ファシズム論、日本国憲法との関わり、それに関連して村落共同体論、名望家支配論、戦争責任論、文明論について検討を加えたい。丸山の『日本政治思想史研究』にまとめられた、江戸期の儒学思想の展開過程や「古層=執拗低音」論といったテーマに関しては割愛した。

本稿では、前項の視角を踏襲して、丸山眞男の思想や歴史観を、戦後GHQが占領期の日本に対して採った検閲政策やいわゆるウォーギルト・インフォメーション・プログラム(戦争責任を日本人に負わせる洗脳計画、WGIPと略記する)との関連で、その問題点を解明することである。それは、戦後GHQの路線とも重なり合いながら日本人の歴史観、戦前戦後の社会観、戦争観等に関して、東大法学部の教官として丸山が発する学説やメッセージは、戦後の学界や教育界、出版界、ジャーナリズム等を通して絶大な影響を与えたからである。

WGIPや占領期の占領政策の全体像や、それが国民の教育や歴史観や国家観にどのような歪んだ影響を与えてきたのかに関しては、江藤淳の先駆的研究以来、高橋史朗氏、有馬哲夫氏、山本武利氏、山下英次氏等によって優れた成果が蓄積されてきた¹⁾。さらにWGIPの影響が、戦後の思想家や歴史認識にどのような影響を与えたのかというより突っ込んだ研究も、西尾幹二氏をはじめとして勝岡寛次氏や植田幸生氏等²⁾によって深められている。

筆者は、WGIPが戦後日本人の歴史認識や国防意識を根底から変えたのは、マスコミや教科書の影響はもちろんであるが、それらの報道内容や記述、それらを用いた教育内容を根底で規定した、戦後中核となり通説としての地位を獲得していった各分野の学問研究や学界の動向であり、したがってそうした戦後主流となっていく研究動向と戦後改革の諸側面(財閥解体・労働改革・農地改革・教育文化改革・WGIP)との関係如何の解明が重要な課題であると認識している。本稿では、そうした観点から、前稿で扱った山田盛太郎と大塚久雄に続き、戦後政治学及び思想史の泰斗として活躍した丸山眞男を取り上

げる。丸山は、東大法学部を中心に「丸山政治学」と称される学問潮流を形成し、数多くの研究者を育て、その事を通じて戦後日本人の政治認識、歴史観、国家観、社会観へ多大な影響を及ぼしてきた。

すでに丸山への論評は、実に多数に上る³⁾が、GHQの思想統制政策や極東軍事裁判(以下、東京裁判と記す)との関連で論じたものは、植田幸生氏・筒井清忠氏⁴⁾・牛村圭氏⁵⁾などを除いてほとんどない。そしてこの点の解明こそ、丸山説の本質を明らかにし、同時にGHQと丸山らが協同で形成し、多くの日本人を捉えてきた「戦後の歴史認識」と決別し、自国への誇りとそれに裏打ちされた国防精神を呼び戻す、よすがとなると信じるからである。以下、テーマごとに丸山の説を概観し、先学の業績に学びながら私なりに問題点の指摘と批判を加えるというスタイルで、叙述を進めたい。

I 超国家主義・ファシズム・日本の思想

1 丸山説の概観

(1) 「超国家主義の論理と心理」『世界』1946年5月号、同年3月22日脱稿

この論文は、岩波書店が発行する雑誌『世界』の1946年5月号に掲載されたものであり、同年3月22日の日付が文末に記されている。その論旨は以下のとおり。

- 連合国によって「超国家主義(ウルトラナショナリズム)」と呼ばれ、日本国民を永きにわたって隷従的地位に押付け、「八紘一宇」といった叫喚的スローガンで今次の世界大戦に駆り立てた心理的・イデオロギー的要因は、近代国家の要件たる個人の内面的価値に立入らない「中性国家」(シュミット)たる資質を欠き、明治維新以来教育勅語等によって、それら個人の内面的価値を国家が独占してきたところに存する。
- したがって、国家秩序によって捕捉されない私的領域はなく、宗教の自由はそもそも存立の基盤がなく、「私生活の間にも天皇に帰一し、国家に奉仕する」(『臣民の道』)というイデオロギーは全体主義の流行とともに現れたのではなく、日本の国家構造そのものに内在していた。
- 日本の資本家も、国家主義と相俟って躍進したが、私事の倫理と国家的なるものが合一した結果、国家的なるものの内部に私的利害が無制限に侵入した結果、腐敗した。
- 主権者(天皇、引用者)のうちに絶対的価値が体現されており、その大義を中心的実体から渦紋状に世界に向かって実現しようと行動することは、それ自体で則正義とされることから、いかなる暴虐の振る舞いも、いかなる背信的行為も許容される。
- 究極的実体(天皇、引用者)への近接度が、権力的支配だけでなく全国家機構を運転せしめている精神的起動力であり、官僚や軍人にとって法の理念は、治者も被治者ともに制約するものとは考えられずに、天皇からの距離が遠い下の者への支配手段となり、下に行くほど厳格となる。こうして支配層の日常的モラルは、自由なる主体意識でも、抽象的法意識でも、民衆の公僕意識でもなく、自己の利益と同一化した天皇への親近感であって、自己への反対者は天皇に対する侵害者と看做す傾向を持った。こうして究極的価値への親近性による得々たる優越意識と同時に、権威の重みを頭上にひしひしと感じている小心な臣下の心情が同居している。

- 万民が翼賛する同心円の中心に位置する天皇に体现される究極の価値の源泉も、けっして天皇の主體的な人格に基づくものでなく、その中心点を過去に遡って縦に貫く無限性(天壤無窮の皇運)という伝統によって担保されている。
- 国内において、職務の矜持が縦の究極的価値への直属性に基づいているため、軍や官僚組織の独善性と強いセクショナリズムが生じ、究極的価値に直結しているがゆえに封建的割拠性よりはるかに活動的で侵略的となる。
- 先の大戦においても究極の価値への依存関係、規定・被規定関係の連鎖ゆえに、決定に関する主體的責任の自覚や意識は乏しく、開戦の決断への明確な意識も乏しく、何となく何物かに押されて、ずるずると国を挙げて戦争の渦中に突入していった。
- 究極の価値の下位のものへの下降過程では、上からの圧迫を下への恣意の発揮によって順次移譲してゆく「抑圧の移譲」という事態が生じる。この原理は国際的には、明治期から西洋列強の重圧によってアジアへの対外進出を促したことに現れ、平時は「卑しい」人民である一般兵士が、一旦外地に赴いて皇軍としての優越的地位に就いたときに、市民生活や軍隊生活から受けた全重圧から解放されて、支那やフィリピンでの暴虐な振舞となって現出した。
- 以上のような、天皇への距離に応じて万民が翼賛するという国内的論理は、世界に向かって拡散され、万国の宗国たる日本によって、天皇の御陵威の武徳の発現として各々の国が身分的秩序のうちに位置付けられることが世界平和となる。したがってそこには、万国を等しく制約する国際法は存在する余地がない。
- 日本帝国主義は、日清・日露戦争より太平洋戦争に至るまで、「天壤無窮」の価値が妥当範囲を拡大して「皇国武徳」の絶対性を強めていった。こうした日本帝国主義を支えた超国家主義の基盤たる国体は、八・一五の日で終止符を打たれ、その絶対性を喪失して、今や初めて自由なる主体となった日本国民にその運命を委ねたのである。

(2) 「日本におけるナショナリズム」1951年『中央公論』1951年新年号

日本の「超国家主義」を解明した丸山は、さらに「日本のナショナリズム」について、次のように論説した。

- 西欧の近代ナショナリズムが、フランス革命時のように高度の自発性と主体性を伴った人民主権の原理と結びついてきたのに対し、日本では、幕末開港を迫る欧米列強の脅威に対抗する「攘夷」思想としてまず現れた。しかし、それが不可能と知ると西欧から物質文明を取り入れるが、キリスト教・個人主義・自由民主主義といった思想の浸潤を防遏し、富国強兵によって万国に対峙する方向を正当化する方向で展開した。初期のナショナリズムには、国民的開放や民主化の課題と連携する試みがあったが、結局、それは放棄され、社会革命と内面的に結合するどころか、国民主義を国家主義に、さらに超国家主義にまで昇華させ、一切の社会的対立を隠蔽もしくは抑圧し、大衆の自主的組織の成長をおしとどめ、その不満を一定の国内国外のスケープゴートに対する憎悪に転換する役割を果たした。

(3) 「日本の思想」にみる近代日本の国体(岩波講座『現代思想』第11巻、1957年11月)

丸山は、さらに日本を近代戦争に導いた日本の国体の国家・社会・精神構造について、

「日本の思想」論文において、以下のように深く追及している。

- 明治憲法制定に当たり、伊藤博文は、憲法制定の目的として、君権を制限し、臣民の権利を保護し君主専制を防ぐことを明言しているが、この憲法によって「保護」された良心と思想の自由は、「国体」が自在に内面に浸透した人民を「保護監察」しうる精神にすぎず、この「国体」の外に臣民が出た場合は、果てしない責任を負う社会的圧力が加わる。

他方で、明治憲法では天皇の大権が定められながら、「多頭一身」の多元的政治勢力は、元老や重臣といった超法規的存在によってしか国家意思が統一されず、「もちつもたれつ」の曖昧な行為連関が好まれ、天皇への責任の帰属を避けるために大臣による「輔弼」の形態がとられて、決断主体の責任が「巨大な無責任」へ転落する可能性を内包していた。

- 日本は明治維新の絶対主義的集中によって、軍需工業と軽工業を基軸とした産業化と末端に至る官僚制支配の貫徹を成し遂げることができたが、それは、自主的特権に依拠する封建的＝身分的中間勢力の抵抗が脆弱であったからであり、今一つは、多頭一身の頂点部と末端の村落共同体の両極における「前近代性」の利用によって初めて可能となったのである。底辺の共同体的構造を維持したまま、これを天皇制官僚機構にリンクさせたものこそ、山県有朋が推進した地方「自治制」であり、共同体を基礎とする地主＝名望家支配であり、その結合をイデオロギー化したものが「家族国家観」であった。
- 同族的紐帯と固有信仰による祭祀の共同、「隣保共助の旧慣」によって成り立つ村落共同体は、個人の析出を許さず、決断主体の明確化や利害の露わな対決を回避する情緒的結合態であり、入会や水利を通じた権力と親方子方関係による温情の即自的統一である点で人間関係の模範であり、「国体」の最終的「細胞」をなしてきた。
- 日本の近代国家の発展のダイナミズムは、中央からの近代化・合理的官僚化が地方と下層に下降していくプロセスと、村落共同体をモデルとする温情と制裁様式が底辺から立ちのぼってあらゆる国家機構や社会組織に転移していくプロセスの無限の往復からなり、日本の組織や集団には、近代化の必須の要請である機能的合理化という契機と、家父長的あるいは「闊」・「情実」的人間関係の契機との複合が見出される。

(4) 日本ファシズム論

上記のような日本の超国家主義およびナショナリズム研究と並行して丸山は、日本ファシズム研究を行っている。ここでは、1947年6月の講演をもとに1948年1月に発表した①「日本ファシズムの思想と運動」、②1949年5月「軍国支配者の精神形態」、③1952年11月「ファシズムの諸問題」、④1954年5月～1957年3月「ナショナリズム・軍国主義・ファシズム」の諸論文（いずれも『増補版 現代政治の思想と行動』未来社、1964年、所収）によって、丸山眞男のファシズム論を概観したい。

1) ファシズムの定義

ファシズムは、「極右」政党ないし軍部・官僚中の反動分子による政治的独裁であって、立憲主義と議会制の否定、一党制の樹立、イデオロギー的には自由主義・共産主義・国際主義の排撃と全体主義・国家ないし民族至上主義・軍国主義の高唱を特徴とし、多くの場合、独裁者の神化と指導者原理にもとづく社会の権威主義的編成を随伴する(④)。

ファシズムは、帝国主義の危機における反革命の最も先鋭的な最も戦闘的な形態であるが、単なる復古主義ではなく、奴隸的抑圧からの解放等を高唱する疑似革命的相貌を帯びる。その発生や進行のテンポと規模あるいは、近代憲法や議会制の排除か存続か、また上からか下からかといった形態の問題は、一定の時と処における具体的な革命状況によって規定される(③)。

2) ファシズムの機能は、第一に革命の前衛組織の破壊であるが、それに止まらず支配体制への抵抗の拠点となりうる自主的集団の形成を妨害し、異質なものを排除する強制的セメント化(強制的同質化、ナチスのGleichschaltung)である(③④)。

3) 日本におけるファシズムの特徴(①)

日本ファシズムは、スローガンとして「国体」を強調し、イデオロギー的には、第一に、家族や郷土を土台とした家族主義的傾向、第二に、農本主義的立場から反官・反都市・反大工業的な傾向、第三に、大東亜主義に基づくアジア諸民族の解放という三つの特色を有する。特に、戦争に伴う軍需工業の発展が農村への過度の負担と労働力不足となり、強兵の源泉である農家や日本的家族制度を揺るがすという矛盾をもたらし、農村問題を常に重視させたが、反面、工場労働者の厚生という点ではナチスに比べて極めて貧弱であった。

4) 日本ファシズムの運動形態(①)

日本ファシズムは、大衆を組織化して政治権力を奪取したナチスのような「下から」のファシズムではなく、日本の少数の志士たちによる、甚だしく観念的、無計画的な急進的な下からのファシズム運動を契機に、軍部や既存の国家機構の内部勢力による「上から」のファシズムであった。

5) 日本ファシズムの社会的基盤(担い手、①)

日本ファシズムの担い手は、ドイツやイタリーと同じく中間層であったが、その中でも都市におけるサラリーマン階層、文化人乃至ジャーナリスト、その他自由知識職業者(教授や弁護士等)及び学生層は、積極的なファシズムの主張者乃至推進者ではなく、小工場主、町工場の親方、土建請負業者、小売商店の店主、大工棟梁、小地主、自作農上層、学校教員、殊に小学校・青年学校の教員、村役場の吏員・役員、その他一般の下級官吏、僧侶、神官、という社会層こそ積極的担い手であった。

この後者の層こそ、各仕事場、商店、役場、農業会、学校、町村会、青年団、在郷軍人分会等において指導的地位を占め、店員、番頭、労働者、職人、土方、傭人、小作人等の下僚に対して「疑似インテリ」として家父長的・小天皇的な権威をもって臨む支配者であり、抑圧者である。彼らのような疑似インテリを通して、国家的統制や教化が浸透していったのである。彼等こそ官僚主義や巨大財閥、先進資本主義国家の圧力を常に受けて反感を感じながら下僚をいじめ、そうした圧力から対外戦争の最も熱烈な支持者となり、急進ファシズム暴動の関係者や右翼団体の幹部は、彼らのなかから多く輩出した。

6) 日本ファシズムが、このように下からの急進的運動が弱く、上からの既存勢力に利用吸収される形態をとった理由は、対抗すべき労働者階級と強大なプロレタリア組織、それを指導する左翼運動の基盤の脆弱さにあり、他方では、日本の政党が民主主義のチャンピオンではなく、早くから絶対主義体制と妥協した「外見的立憲体制」であり、明治以来の絶対主義的=寡頭体制が、そのままファシズム体制へ移行しえたからである(①)。

7) 日本ファシズムが、この様な特色を帯びるに至ったのは、日本資本主義が、頂点においては封建的絶対主義と結びついた高度な独占資本が聳え立ち、その底辺には封建的な零細農と家族労働に依拠した家内労働が盤踞し、相互に補強し合っている社会構造そのものによって運命づけられていたといえよう (①)。

2 丸山論文の特徴

(1) 刊行された時代環境

上記に挙げた丸山眞男の諸論文のうち、「日本の思想」と日本ファシズム論の③④論文を除いて、他の超国家主義及びナショナリズム、ファシズムと軍国主義に関する3本の論文は、1945年8月15日～1952年4月28日の占領期に執筆されたものである。周知のように、45年9月からGHQによる新聞・マスメディア・言論界、私信に至るまで厳しい検閲と言論統制が行われ、NHKラジオによる「真相箱」やGHQ編纂の『太平洋戦争史』等によるWGIPも実施されていった。同年10月頃よりは新憲法制定の動きが活発化し、12月15日には「神道指令」が発せられ、天皇崇拝と軍国主義・超国家主義とを結びつけていた国家神道の廃止を命じた。翌46年1月1日には「新日本建設に関する詔書」が渙発され、2月3日に新憲法に関するマッカーサー3原則が発表され、3月6日には、GHQ作成案を基にした憲法草案が政府から発表され、11月3日には日本国憲法が公布される。さらに46年5月3日には極東国際軍事裁判が開廷され、48年11月には戦犯25人に有罪判決が下された。戦犯としての逮捕も45年末には始められ、47年1月からは公職追放が財界・言論界・地方公職にまで拡大された。

こうしたなかで丸山論文は発表されていったのである。

まず46年3月22日に執筆を終え、岩波書店の『世界』5月号に発表された「超国家主義」論文の発刊事情をみると、上記のようなGHQの検閲が進行する環境の中で、同誌4月号にはS・K「文明の審判—戦争犯罪人裁判—」が投稿された。そこでは、連合国がナチスドイツや軍閥日本の指導者を、平和に対する罪、人道に対する罪で訴追するというが、国際法で戦争を計画し、遂行した個人の責任を問う規定はない、もしそれがなされるのなら、戦時期の米政府による日系人強制移住については、ルーズベルト大統領の責任を訴追できるはずであると、勝者が事後法によって敗者を裁くことの不当性が論難されていたことから、GHQの検閲で掲載禁止とされてしまったのである。GHQは、30に及ぶ検閲項目の中で、極東軍事裁判、GHQ、アメリカに対する批判は厳禁していたからである。

この間の事情については、勝岡氏の前掲書⁶⁾に掲載されているが、植田幸生氏はそれを受けて、恐怖心を覚えた吉野源三郎編集長がこのGHQの措置に驚き、処分のあった翌月発行の『世界』では立場を一転して丸山を口説き、GHQの御嘉納を狙って書かせたものが丸山論文で、紛れもない献納品の性格を持っていた、と評している⁷⁾。

さらに考慮すべきは、丸山がこの論文を書いた1946年3月22日には、すでにGHQから神道指令が出て(45年12月)国家神道は否定され、46年の年頭の天皇の詔書では、天皇の「現人神」的側面は否定されて五箇条の御誓文による民主的側面が打ち出され、3月6日にはGHQ作成案を基にした憲法草案が政府から発表されており、天皇は主権在民と戦争放棄の新憲法のもとに象徴として存続することが、認知されていたことである。

そして5月1日の食糧メーデーは空前の盛り上がりを見せ、5月3日にはいよいよ東京裁判が開廷された。こうした緊迫した中で登場した丸山論文は、鮮烈な印象を読者に与えた。朝日新聞等から激賞され、賞賛の連鎖を生み、丸山門下となり後に政治評論家となる藤原弘達や歴史家となる藤田省三、さらに萩原延寿や橋川文三なども「目から鱗が落ちる」ような鮮烈な衝撃を受けている。こうした反応は、当初は東京の知識層に限られていたが、後にこの論文が収録される『現代政治の思想と行動』が1956年以降、1960年代、70年代に増補刊行されて、「安保闘争によって丸山によって描き出された政治世界のリアリティが増」すにつれて、丸山の読者が広範囲に拡大され、その影響力が格段と広まっていったという⁸⁾。

こうした丸山論文がもつ、発表時期から見た意義に関しては、その内容を吟味してから再度検討することにしよう。

(2) マルクス主義講座派との共鳴

丸山の「超国家主義」論文が鮮烈に知識人や学生の心を捉えたのは、丸山自身が述べているように、それまで超国家主義の社会的・経済的背景が問題とされてきたが、丸山は思想的精神的基盤という、これまで明らかにされてこなかった部分を鮮やかに分析して見せたからであった。それでは、社会経済的分析を基本とするマルクス主義的視角とは無縁であったかということ、けっしてそうではなかった。丸山は、政治的には共産党と一線を画し、またソ連型の共産主義に対しても批判的見地を保ち、その公式主義や理論信仰の問題点も認識していたが、日本の知的世界がマルクス主義によって初めて、社会的現実を政治・法律・哲学・経済等を個別的にではなく、相互に関連づけて総合的に考察する方法を学び、歴史的事象の背後にあってそれを動かしている基本的要因を追求するという課題を学び、人格的責任を持って世界を変革することを学んだ、として大いに評価している⁹⁾。

丸山は、マルクス主義のなかでも近代性や段階的発展を強調する労農派ではなく、戦前期全体を、絶対主義的国家機構を有し、天皇を頂点として、政商的財閥資本と半封建的零細耕作を土壌とする地主勢力を藩閥官僚が統制する、半封建的軍事的な帝国主義国家と捉える講座派と近似した歴史観を有していた。

丸山は戦前、東京大学1回生のころ(1934年)、『日本資本主義発達史講座』を熟読し、「全く日本資本主義の科学的分析という意味で、目からウロコが落ちる思いがしました。私のように党や組織のイメージなしにあれの影響を受けた人はほかにも少なくないと思うんです。」と古在由重との対談で振り返っている¹⁰⁾ように、講座派の見方に大きな影響を受けていた。

丸山の所論を見ても、(明治政府の・・・引用者)「絶対主義的集中」と表記し、「この頂点と底辺の両極における「前近代性」の温存と利用・・・、底辺の共同体的構造を維持したままこれを天皇制官僚機構にリンクさせる・・・」¹¹⁾といった表現など、頂点における絶対主義的天皇制の官僚機構と、底辺における半封建的地主制との結合を解く、講座派的観点そのままである。

前述したように、日本ファシズムが、強大なプロレタリア組織が弱く、既成政党が絶対主義勢力と妥協して上からファシズムへ移行した社会的要因を、日本資本主義が、頂点

における封建的絶対主義と結びついた高度な独占資本と、底辺における封建的な零細農と家内労働が相互に補強し合いつつ存続している社会構造に見る観方も、講座派的観点に近似している。

このように、丸山の超国家主義論、国体論、日本ファシズム論は、講座派が描いた半封建的軍事的日本資本主義の下部構造に照応する、上部構造としての思想・精神構造を炙り出したものと見ることもできる。したがって、講座派マルクス主義と同様、資本家や地主、日本帝国は搾取者であり絶対悪であるという前提、そして西洋近代の光の部分の評価基軸として日本の暗黒部分を炙り出すという視角も共有している。すなわち、日本社会に色濃く残る封建的要素が軍国主義や侵略的専制体制の温床となっていると認識しているGHQや、それらを除去して社会主義革命へと突き進もうとしていた2段階革命（敗戦革命）路線をとる共産党やコミンテルンの歴史認識とも共鳴しつつ、さらに社会主義でなくても日本の民主的改革を望む多くの勢力にも共感を得る素地を持っていたのである。

しかしながら、こうした認識は「GHQへの献納品」という要素を盾の半面として伴っており、講座派の近代日本理解が極めて歪んだものであると同様に、著しく偏った歴史認識であった。そのことを、丸山の論稿に即して指摘していこう。

2 丸山説の問題点

(1) 「超国家主義」論文、冒頭表現にみる丸山の意図

丸山は、この論文の冒頭を、「日本国民を永きにわたって隷従的境涯に押しつけ、また世界に対して今次の戦争に駆り立てたところのイデオロギーは連合国によって超国家主義とか極端国家主義かいう名で漠然と呼ばれているが、・・・」という文章で綴っている。

「超国家主義」あるいは「極端国家主義」(ultra-nationalistic)という文言は、GHQが45年9月6日に発した「米国の初期対日方針」や12月15日の「神道指令」に見られる表現であるが、GHQ内で日本通として知られ、対敵諜報部調査分析課長として公職追放等の任に当たっていたハーバート・ノーマンが、アジア解放に邁進した頭山満の真の姿を抹殺して、「極端な国家主義者」として断罪したところからきている¹²⁾。

丸山は、こうしたGHQ発の、欧米と異なり、軍国主義を生んだ異常で極端なナショナリズムというニュアンスを含む言葉を、そのまま無批判に受け入れ、標題にまで用いている。その意図は、論文内容に示されるように、欧米の近代ナショナリズムとは質的に異なる日本のナショナリズムの異常性の根源を暴くことに置かれる。欧米もソ連も第2次大戦中は、戦時期特有の異常なナショナリズムに駆られ、敵国を虚実織り交ぜて差別的にファナティックに攻撃して愛国心を掻き立てた点では共通している。したがって、例えば「連合国は、我が国を超国家主義と呼んでいるが、戦時期の極端なナショナリズムは、双方共通にみられる」という書き出しで、日本を擁護する表現の選択もできたはずである。それをせずにGHQに阿って日本を断罪する姿勢が、この巻頭の表現にまず現れている。

また、「日本国民を永きにわたって隷従的境涯に押しつけ、また世界に対して今次の戦争に駆り立てた」という表現も、マッカーサーが1945年12月9日に発した「農地改革に関する覚書」にある、「日本農民を数世紀におよぶ封建的抑圧のもとに奴隷化してきた経済的桎梏云々」といった表現を想起させるが、少なくとも戦時期に顕著になった過激なナ

シヨナリズムが、「日本国民を永きにわたって隷従的境涯に押しつけ」たなどということは、明治期以降の日本の歴史を繙けば、証明もされていなければ事実とも異なろう。こうした一方的に日本を非難する表現を、日本国中を焦土と化した戦勝国による復讐劇のような東京裁判が行われている最中に、得意げに論文標題として発信するところに、この論文の意図がよく表れている。

(2) 「中性国家」論について

丸山は、日本が、教育勅語等を通して国家が個人の内面的価値を独占するという近代国家の要件を欠いた非中性国家であり、国家秩序に捕捉されない私的領域も宗教の自由も、昭和天皇が1946年正月の詔勅で天皇の神性を否定されるまで存在しなかったというが、西洋近代の実情を繙くと、イギリスにおいてはそもそもピューリタン革命の指導者クロムウェルが、革命戦争の過程でカトリック信者が支配するアイルランドへ攻め込んで大虐殺を敢行していた。またアメリカにおいても独立革命後、議会制が機能していた政府のもと、先住民やメキシコの土地を侵略して西漸していったスローガンは、「神の摂理で偉大な自由の実験の発展のために我々に与えられた、我々の明白な使命の権利によるものである」というマニフェスト・デスティニーを掲げていたことはよく知られる。

フランスにおいては、フランス革命以来、公教育には価値に関わる宗教・信仰の要素を持ち込まないという「ライシテ」なる原則を貫いているが、国王が国教会の首長を兼ねるイギリスでは、政教分離の徹底はありえなかったし、現在でも公立学校で宗教教育が行われている。ドイツにおいても、教会がもっていた学校教育の主権を否定して公立学校の世俗化も模索されたが、国家方針としての非宗教性の確立には至らず、政教の完全分離、公教育からの宗教排除は起こらなかった¹³⁾。アメリカにおいても19世紀に至って産業革命と都市化、移民の増大等による犯罪・非行・売春等のモラルの低下が深刻化すると、学校教育の中でキリスト教に準じた「敬虔、正義、勤勉、中庸、儉約、穩健、節制、共和主義の基礎」といったモラル教育が実践されていった¹⁴⁾。このように、近代になって欧米諸国が中性国家になったというのは、フランスを除いてまったく成り立たないのである。

日本では、明治維新によりキリスト教が解禁になり、廃仏毀釈によって一時極端な仏教排撃が起こり、また1871～72年の上知令によって寺社が所有する広大な敷地が政府に没収されて、その権能の経済的基盤が弱体化された。戊辰戦争での戦死者を祀る招魂社の建立を契機として、天皇ゆかりの神宮や靖国神社を筆頭に官幣大社から村社、無各社に至るまで序列化されて、いわゆる国家神道が確立されていく。

このような国家による宗教の統制があり、大本教などへの弾圧もあり、戦時期には戦争協力体制への統制が強まったことは確かである。しかし、宗教の違いによって選挙権が制限されたり、学校で差別されたりすることはなかった。信仰の自由、布教の自由は保障され、キリスト教系、仏教系等の学校も多数設立された。戦前期を通して「宗教の自由がなかった」などとはまったく言えない。

丸山は、天皇信仰が宗教的なものとして全国民の内面の心情を支配した、と言いたいのであろう。たしかに、学校で御真影を神聖視したり、教育勅語をただ暗記させたり、戦時期に「現人神」のような極端な尊崇が見られたのも事実であろう。

しかし、日本は、豊かな旧石器時代と縄文時代の文化を引き継ぎ、世界各地の神話のばらばらの要素を一つにまとめ上げ、歴史世界へと連続させた古事記・日本書紀を持ち¹⁵⁾、太古より現代に至るまで天皇を基軸として継続してきた世界唯一の例としての歴史があり、国家編成の在り方も、仏教という外来宗教の普及も、万葉集・古今和歌集ほかの歌集の編纂も、征夷大將軍の任命も、五か条の御誓文や帝国憲法も、天皇から発出されて生み出されたものであり、神話に登場する肇国以来の神々や自然神・祖先神、歴史上の英傑も神社に祀られ、その数は現在でも8万社を超える。

千年以上の歴史を持つ伊勢神宮への参拝は、江戸時代には空前の大流行となり、天明の飢饉に際して光格天皇は、困窮した人々を救う賑給の例を挙げて、具体的な救済策の実施を幕府に提案したが、御所の周りには救済を求める5万とも10万ともいわれる庶民が、十重二十重になって「御所千度参り」を行って祈りをささげた。

全国の村落では、農作業の節目に田植え、収穫、風水害の季節には、産土社に集まって祭りを施行し、五穀豊穰と子孫繁栄を祈り、戦前多くの農家では太陽神を崇め、天照大神の掛け軸が掲げられ、日々祈りがささげられた。さらに、水利や入会山の境界をめぐる時として生じる他村との争論や内外の戦闘の際には、戦の神である八幡神や祖先神に必勝を祈願した。

そして自然信仰と祖先信仰、神話に連続する歴史物語だけでは対処しきれない、人間社会の葛藤の中から生じる煩惱・嫉妬・煩悶・死の恐怖や生の意味付け、平和で良好な対人関係の構築を図るための心の支えの部分を担当したのは仏教であった。聖徳太子から空海・最澄、民衆の基盤を持った鎌倉仏教の多彩な展開、戦国期から江戸時代を経る中で、檀家制度に統制され、幕府の保護もあってほとんど国民的宗教として深く民衆に定着し、寺院は現在でも7万余を数える。また様々な文学作品、詩歌、能・狂言、茶道、絵画、彫塑、建築など、日本文化の根幹をなすもののほとんどが仏教の影響を受けているといっても過言ではなかろう。

そしてこの神仏の双方は、軋轢や衝突もありながら、西洋のように排除し合い、魔女狩りといった大規模な迫害を引き起こさずに習合し、共存していった。そうした土台の上に、江戸時代に幕府が奨励した儒学、さらに興隆した国学も交えて、藩校や私塾、寺子屋等で生活に根差した規範や道徳が教えられ、武士道、農民道(二宮尊徳)、商人道(石田梅岩)の理念と精神が育まれていった。

個別事例ではあるが、滋賀県東部神崎郡北町屋旭村で足袋商兼農業を営む市田太郎兵衛が明治二年にしたための「農家孝学相承之初伝」には、1. 神仏・太陽への崇拝、2. 主人への忠義、3. 夫婦・兄弟・婦人・子供・牛馬への信愛と礼節、4. 王法遵守、5. 正直並びに仁義礼智信の道理の遵守、6. 家業の勤勉力行、7. 華美を慎み儉約、8. 隣家や村役人、長百姓や老人に対する礼儀、9. 他の不幸への憐憫、幸福への喜び、報恩の情を忘れぬこと、10. 他への悪口を戒め、善行は喜ぶ可し、といった項目が見られる¹⁶⁾。

1891年(明治24)に渙発された「教育勅語」では、皇祖皇宗の徳治の伝統と臣民との相互信頼、主君や国への忠誠、親子・兄弟・友への友愛、社会公共への貢献、学業や職業への尽瘁、国憲尊重、そして国家危急の際には勇気をもって公に尽くし、永遠に続くこの国を天皇とともに支えていこうという精神が、明治天皇の言葉として明示されているが、

これらの徳目は、けっして単に政府が上から押付けたものではない。上の「農家孝学相承之初伝」にすでに明言されていたのとほとんど同様の徳目が列記されていることがわかる。要するに、神道・仏教を基礎に儒教・国学も加味した道德観念・倫理観が、江戸時代までにすでに庶民に至るまで普及、定着しており、教育勅語は、開国、維新以降の急激な社会変化の中で動揺する人心や弛緩する風儀を矯正し、道義的な指針を与えるために発布されたものである。

したがって教育勅語とは、こうしたいわば国民の通俗道德にまでなっていた徳目を、改めて天皇自らが唱導した形式をとったものであり、これを学校その他の機関で教導されたからといって、特段、個人の内面に天皇や国家が立入り、あたかも「天皇教」のような宗教心が狂信的に教え込まれたわけではない。むしろ、こうした倫理・道德を簡潔な文章で国民に唱導したことは、身分による固定化がなくなって職業選択、地域移動、言論などあらゆる領域で自由化と流動化が進展し、資本主義的商品社会の激流の中で秩序や規範意識が動揺し、階層分解が進む中でストレスや犯罪が増幅する環境にあって、道德と倫理を保ちながら近代社会を築き上げていくうえで、大きな指針となった。政府は、戦争や経済恐慌、大震災の後などは、天皇からの詔書を渙発して、常に「経済と道德の両立」に腐心していったのである。

産業革命期に、全国から10代後半の若い少女を募集して、工女を寄宿舎に収容して大工場で就労させていた紡績工場などでも、そうした道德・倫理の訓育がなされていた。例えば、紡績業界屈指の大会社・富士紡績においては、大正6年(1917)、「日常心得」を定めて、勤勉・節約・正直・清潔・整理整頓・時間厳守、服装・言語・動作の厳正、老幼弱者の擁護、会社・社会・学校等での公共の秩序・礼儀厳守、他人に迷惑を掛けない精神、動物をいたわる精神、自立自助と自己規律等の倫理・規範が訓育された¹⁷⁾。

このように、天皇教の倫理が外部から注入され、押付けられたわけではないので、通常の日常生活や職場のなかで絶対的価値である天皇との距離が判断の指針となって主体性なく行動が決定され、上から倫理的な相貌を纏って押付けられた「抑圧」をさらに下部に責任感なく移譲していく、などということはほとんど考えられないのではなかろうか。それはむしろ逆に、各職場や役職において、教育勅語のような倫理観を伴って業務が指示された場合には、「抑圧」とは捉えられずに、これまで訓育されてきた当然守るべき倫理観として受け止められ、天皇や上司からも教示されたならば、その倫理観や道德観に恥じないように、与えられた職務に誇りをもって主体的に最善の判断を下すよう心掛けるものであろう。それは、江戸時代に各職分に割り当てられた「役」を積極的に受け留めて、その役を責任をもって果たしていった「役の体系」¹⁸⁾の伝統が息づいていたことを意味していよう。

丸山が描いた、究極の価値の存在に内面を支配され、その距離感で主体性もなく行動し、その実行のためにはどんな暴虐も許されるといった行動パターンは、上山春平氏がいみじくも指摘しているように、まさにレーニン・スターリンが作り上げ、支配した共産主義の社会に他ならない。毛沢東の中国共産党社会も当然それに当てはまる。共産主義こそ、無謬の絶対的真理として人々の内面を支配し、常にその最高指導者を神の如くに崇めて、それとの距離や序列で自らの地位を推し測り、主体性もなくどんな暴虐も躊躇なく敢行して、犠牲者の山を築いてきたのではなかったか¹⁹⁾。

(3) 日本のナショナリズムについて

さて、教育勅語には、上記に見てきた徳目を述べた最後に、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という文言で締めくくられている。この文言については、戦後教育の中ではあたかも対外戦争に国民を動員するためと解釈されてきたが、これも適切ではない。近代国民国家の大原則は、国民に参政権、土地所有権、身分制の解消と平等な市民権、思想・信条・言論の自由が与えられ、議会に進出した国民が国家運営の権利と義務と責任を担う場合、自国の国土・生命・財産は自ら守るために国民皆兵＝徴兵の権利と義務を負うことが不可欠の要件となる。したがって、この「一旦緩急アレハ・・・」の文言は、戦争や災害等の危急の事態に対して、これまでのような特権的支配身分で武力を独占していた武士が対応するのではなく、国民自らが天皇とともに国家防衛の任に当たるといふ、当然の理（ことわり）を述べたものである。自由民権運動家が創作した憲法草案が、あまねく国民の参政権や市民的自由の補償を掲げる一方、徴兵を掲げ、防衛戦争の緊急時における具体的対応まで定めたものがあつたことは、前々稿で指摘したとおりである。

ここでさらに近代国民国家の本質についてふれると、選挙権を得て国政や地方政治に参加し、国民自らが納税した国や地方の税を予算審議して、必要と思われる諸行政に使うことになる。国民の国政参加が制限的ながら整った国会開設と地方自治制制定以後は、上記のような国民国家としての要件が満たされたといえよう。そうすると国と地方の税で整備する小・中・高等学校、実業学校等の建設、鉄道・道路・橋梁・港湾等の整備、衛生・消防・勸業のための施設整備等にも、納税し政治参加した国民の意向が反映されていることになる。国政に参加できずに、武士が年貢を取り立てて、武士のみの裁量によって諸行政が行われていた時代とは決定的に異なるのである。要するに近代国民国家になると、国家の領域は、国民が自ら作り上げる市民社会の諸側面にまで及んでくる。それは、市民社会が国家と分離して独自に活動するということでも、逆に国家が均質的にあらゆる局面に介入して国民として統合するということでもなく、両者の相互交流の場が生活面にまで及んでくることを意味している。

こうした状況は、自由競争の産業革命期から、勤労者のための社会政策等や経済維持のための財政・金融施策等が拡大する、いわゆる独占段階から国家独占資本主義段階に至って、さらに進捗し、市民社会内部への国家の浸透は、その範囲も深度も拡大する。これは、国家権力が市民社会に介入していくといった意味合いというより、国家と市民社会の交流領域がますます重なり合い、互いに侵入し合っていくことを意味する。

また国民が、自ら国家の形成維持に参加するわけであるから、特に国費・公費で行う事業については、「国家」のため、「公共」のためという意識が働くであろう。まして欧米の植民地化の脅威と危機に晒されながら、富国強兵をスローガンに近代国家建設に官民挙げて邁進していた明治時代の日本では、政府の役人や政治家ばかりか、民間の企業家・事業家・農民から工場の職工に至るまで、自己の職業に近代国家日本を建設するための事業としての意義を認めて、「国家のため」という意識で事業に邁進していたのである。それは、国粋主義でもウルトラナショナリズムでもない、欧米列強の侵略を防衛できる近代国家を建設したいという、健全なナショナリズムであった。

だが丸山は、福沢や自由民権家などが、明治の初期には民権の拡張と結合した正当なナショナリズムを維持していたが、日清戦後になると藩閥政治と抱合して「国権」拡張の帝国主義的主張に転化すると主張し、漱石の『それから』に出てくる大助の義理の父の「御父さんの国家社会に尽くすには驚いた。何でも十八の年から今日までのべつに尽くしてるんだってね。」「国家社会の為に尽くして、金がお父さん位儲かるなら、僕も尽くしても好い。」という言葉を引き、「私事」の倫理が自己の内部ではなく国家的なるものと合一化し、国家的なるものの内部に私的利害が無制限に侵入する結果をまねくという姿に、腐敗した日本の資本家の典型を見ている。

資本家の中には「国家のため」と言いつつ、それを口実に自己の利益を拡大していった虚業家もたしかに存在したことであろう。しかし、それが典型ではなからう。政商や財閥の指導者の多くは政府と協力しながら、時には身銭を切り、多大なリスクを負っても、国益に寄与できると判断した事業には進んで進出し、また教育・土木・公共施設・寺社等の建設や修繕、あるいは物価高騰や災害に苦しむ貧窮者に多額の寄付をして、「富の全用」を図っていった事業家が数多くいたことを忘れてはならない²⁰。

また、日清・日露戦争から大東亜戦争まで、ア priori に侵略戦争と決めつけて、そこで沸き上がったナショナリズムもすべて排外的・侵略的なものと決めつけることも不当であろう。日清戦争は、金玉均ら朝鮮開化派・独立派を支援し、清からの独立と近代的改革を本気で支援していた日本と、旧体制を維持しようとする朝鮮守旧派を背後から支える清との戦争であり、日露戦争も満洲を占領し朝鮮半島も実質的に支配下に置こうとして、日本の安全保障を極度に危うくしたロシアとの防衛戦争であったし、大東亜戦争についても、丸山が引用している1941年7月に文部省教学局が発行した『臣民の道』においても、欧米列強が永年にわたっていかに東亜を侵略してきたかを前もって説明し、その上で次のように明言していた。

(我が国の責務は・・・引用者)・・・政治的には、欧米の侵略によって植民地にせられた大東亜共栄圏内の諸地域を助けて、彼らの支配から脱却せしめ、経済的には欧米の搾取を根絶して、共存共栄の円滑なる自給自足経済体制を確立し、文化的には欧米文化への追随を改めて東洋文化を興隆し、正しき世界文化の創造に貢献しなければならぬ。

ここに言う「欧米の植民地支配からの脱却」というテーゼは、開戦時の政府声明にも、また大東亜会議における共同声明にも同趣旨が明言されていることは、前稿で指摘したとおりであり、昭和天皇の終戦の詔勅の中にも「曩ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ、亦実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ、他国ノ主権ヲ排シ、領土ヲ侵スカ如キハ、固ヨリ朕カ志ニアラス、・・・朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ、遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス」と明言されている。

こうした日本側が正式に何度も表明していた意図をすべて無視して、敗戦後のGHQの権力をバックに、あたかも世界制覇を目論む帝国主義的邪悪なナショナリズムであるかのように論難することは、東京裁判が開始された時期に、あまりに配慮に欠けた発言ではなからうか。

(4) 抑圧の移譲について

丸山は、中央から末端に至る「抑圧の移譲」の原理が国際的的局面でも機能し、西洋列強からの圧迫を受けた日本は、その抑圧をアジアへの侵攻へ移譲していき、その最先端の戦線では日本国内の最底辺に位置する人民兵士が、今まで受けてきた抑圧を敵への暴虐というかたちで移譲したのだ、と説く。

これは、講座派の山田盛太郎が、資本家と寄生地主が低賃金と高率小作料によって労働者と農民を搾取することによって、かえって彼らの購買力を落として国内市場を狭隘化させ、新市場を求めて早期から海外侵攻を始めたとする論旨を彷彿とさせ、日本が明治期から全機構的に経済的だけでなく精神的にも、搾取と抑圧の構造を持ち、その矛盾から海外侵略が行われていったことを示そうとした点で、大きな問題を孕んでいる。

だが、丸山が言う抑圧の移譲の原理が、機能しないであろう理由として、そもそも下降・移譲される倫理観なるものが、国家が急ごしらえに作り上げて強制的に加工させてきたものではなく、長い伝統の中で国民の中に育まれてきた規範意識や道徳観であることを先に指摘したが、ここで、今一つの理由を考察すると、日本社会が持つ「衆議」の伝統を挙げることができる。

明治維新政府の国是ともいべきものは、明治元年に倒幕軍の江戸城攻撃を前に、維新の大業の目的を天皇自らが大名諸侯を前に誓った「五箇条の御誓文」であるが、その第一条に「広く会議を起し万機公論に決すべし」と示されたことが特に重要である。こうした会議重視、公論尊重の考えが出現する素地は、実は江戸時代の日本社会の中に胚胎していた。それは、日本の各層に定着していた衆議・合議の慣習である。将軍家においても、各藩においても、けっして将軍や領主の独裁で運営されているわけではなく、上級家臣団(老中、家老等)による合議がそれを支えていた。幕府が幕末開港を断行した際には、朝廷や有力藩の意向を無視し、国家全体の平和と利益を度外視して政権維持という私益に傾いているという批判が澎湃として起こり、「公論」尊重、「公儀世論」重視の大きな世論が形成され、その延長線上に、倒幕派の形成と会議・公論重視の御誓文のテーゼが誕生したのである²¹⁾。

こうした衆議の慣習は、農民の中にも息づいていた。江戸時代には、家を土台とした村が確立し、寄合によって水利や山野の共同管理、農作業や治安、衛生、消防、青少年の教育、貧窮者の救恤といった村落維持の役目を、合議を以って運営していく体制が整った。

村落には、数戸～十数戸くらいの組という最小単位の共同体があり、それがいくつか集まって村を形成するが、それぞれに戸主が参加する寄合が存在し、さらに共有山野や水利といった数村を跨ぐ広域の共同管理のためには、組合村といった組織があつて、利害調整が図られていた。

五か条の御誓文の精神は、維新後も自由民権運動を支える精神的支柱となり、議会を備えた町村制—郡制—府県制からなる明治地方自治制と帝国憲法制定並びに国会開設へと結実していった。帝国憲法は、その第4条に「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」とあり、伊藤博文が「彼の羅馬に行はれたる無限権勢の説は固より立憲の主義に非ず。」と『義解』に解説したように、立憲君主制の精神を基にしており、昭和初期まで憲法学界で定説の位置を占めていた美濃部達吉の「天皇機関説」も、

こうした伊藤の憲法解釈が示す帝国憲法の「民主的性格」の延長線上にあった²²⁾。こうした帝国議会並びに県会—郡会—町村会における選挙権と被選挙権は、明治後期から大正—昭和初期にかけて、政党政治の発達・浸透とともに段階的に拡大されて、1925年には男子の普通選挙が実現して二大政党政治が定着し、無産政党からも当選者を出すに至ることは周知の事実である。まさに佐藤誠三郎氏が指摘するように、「明治前半期より後半期の方が、それよりさらに大正期から昭和初期にかけての時期の方が、日本の政治体制が自由民主主義により接近していたこともまた否定できない」のである²³⁾。

だが丸山は、こうした立憲政治の機能をまったく評価せず、各々の段階における議会の分析も行わずに、中央からの行政がまるで強制のように下部機関に降ろされて、抑圧が伝播、蓄積されていくかのように強調している。

もちろん、帝国憲法においても地方自治制においても、議会の権能を制限する官僚統制の組織や規制等が制度化されていたが、かといって議会制度は専制政治を覆い隠すための「無花果の葉」のような脆弱な存在ではなかった。その権能の中で特に重要なものは、行政の実施を可能ならしめる予算案や条例の審議と議決権が付与されていたことである。したがって戦争の遂行をはじめ教育や産業振興、インフラ整備や衛生・救恤といった国と地方のあらゆる行政が、議会の承認を得なければ施行できない仕組みになっていたのであり、そこで政府の意向と各政党及び地域の代表が互いの主張をぶつけ合って、意見と利害の調整がなされて成案が創出されていったのである²⁴⁾。

末端の町村会でも同様に、毎年の予算編成とそれをめぐる審議で、小学校や実業補習学校の教師確保や校舎・施設の修繕維持、道路橋梁の修繕拡充、伝染病の防疫・日常的衛生管理、火災・水難等の救済・復旧事業、神社管理、勸業の諸事業が決められ、町村税ほかの課税の在り方や町村債の規模などが協議され、地域間・階層間の利害調整が図られた。時には町村連合して、県や国に様々な補助金交付や道路・駅・学校等の拡充や税負担軽減、近接する企業や陸軍の演習場等との問題解決、さらに町村の分合、合併等を求める請願が、上級官庁に対してなされた。日清戦争以後、政友会などの政党組織が町村レベルまで拡充されてくると、こうした町村からの地域利益等の諸要求を政党が汲み上げ、その実現に腐心することで党勢拡大が図られていった。

行政村を構成する村落の共有財産たる山野や神社の、行政村への統合が進められる一方、農会や産業組合が組織されて、新品種導入や農事改良、肥料購入と産物販売の共同化、低金利の金融が用意されて、都市向けの商品作物の増産が図られて、商品経済に適合する農家経済の発展が図られた。青年団が設けられ、神社や祭典の管理運営のほか、『団報』が発行されて、様々な青年の多様な意見や詩歌等の作品が発表されて、知的なサークルの場となった。消防組は江戸時代以来続く自助組織で、定期的な訓練を行いながら火災時の消防と救済、洪水時の水難救助や復旧事業に従事していた。衛生組合も定期的な消毒活動と赤痢等が発生した場合の防疫事業に従事し、在郷軍人会も予備役となった軍人を中心に、戦時期の応召や平時の防犯活動、軍事演習等に従事した。

これらの村落及び行政村は、丸山の言うような「個人の析出を許さず」といった抑圧的で閉鎖的な場ではなく、主体性を持った個が生産と生活を、伝統を守りながら創意と工夫で改善し、衆議を集めて近代国家を支える行政事項を、地域の実情を勘案して執行していく場であった。そこに見られるのは孤立した個ではなく、常に自然や全体との調和を

図りつつ、合議を以って「和」を形成していこうと協同する個であった。

丸山は、頂点部における天皇を戴く多頭一身の藩閥並びに官僚機構と、末端の共同体に基礎を置く地方自治制に依拠する名望家支配の結合に、戦前日本の支配体制をみているが、ここにはまったく議会や政党による衆議の要素が抜け落ちている。日本の名望家支配とは、共同体を基礎に置きつつも、近代社会への対応を図るためのインフラ等の地域利益の実現を、政党や各段階の議会を通じて実現し、農会・産業組合・青年団・消防組・衛生組合・在郷軍人会など、機能別の諸団体を通じて生産と生活を組織化するという、二つの統合様式を両輪とする地域統合方式であった²⁵⁾。

こうした衆議の慣行による利害調節を基軸に置く名望家支配の体制や、議会政治の裾野の広がりをもたらしした根底には、上級機関から末端へと下降する「抑圧の移譲」の原理ではなく、やはり五箇条の御誓文の精神が国民の中に生きていたと言わざるを得ない。一例を挙げれば、明治期の住友財閥別子銅山興隆の礎を築いた滋賀県出身の士族で、大阪紡績や大阪商船の設立にも参画した伊庭貞剛は、1919年(大正8)の時点で、「明治維新以来我国之進運今日ニ至リし基源ハ此五ヶ条之御誓文ニ発し、明治天皇ノ御聖旨ハ茲ニ在リ、不肖貞剛日ニ三省シテ今日在るも亦此御誓文を奉体して安神立命ノ境ニ至リ、聖恩ノ難有き感涙此事ニ御座候」²⁶⁾と述懐しているほどである。

今一つの例を挙げれば、東京帝国大学法科在学中に、古神道の惟神の道に基礎を置く憲法論や国体論を展開した法学者・寛克彦に心酔した水上七郎が中心となり、1926年～1934年にかけて、滋賀県や三重県、愛知県、秋田県・山形県等に、五箇条の御誓文の文言を刻んだ「誓の御柱」と称する巨大な尖塔が建設されて、御誓文の精神を顕彰する運動が展開されたことである。その発端は、当時滋賀県警察部長であった水上が、大正中期頃から立案し、労働争議や小作争議が頻発して国民諸階層が分裂・対立する世情を憂慮し、世界平和の根源である五箇条の御誓文を日々仰ぎ見てその精神を顕彰する、巨大なモニュメントの建設が必要と考えたからであった。この塔の形状は、記紀に登場する天地を結ぶ「天御柱」をイメージしたもので、台座には、「天晴れ」「あな面白」「あな手押」「あな明けおけ」「弥栄」という「神ながらの道」を表す文言が刻み込まれた。すなわち、大正デモクラシーに通じる開化・衆議等の御誓文の精神は、外来のものではなく古来から引き継ぐ日本の精神であることを表したものであった。

最初の建設地は、日本の中央とされる琵琶湖の多景島が選定され、1925年(大正14)、建設費として約70万人から数十万円、時の皇后からも二百円の下賜金を賜って、五角の台座に菊の紋章と古事記ゆかりの文言をしたため、その上に御誓文の各条文を五面に刻んだ23メートルに達する尖塔が建設された。この塔は、琵琶湖東岸からも遠望できたが、学校や諸施設等にはレプリカが作成されて配布された。また地元小学校では、「多景島参り」などの行事を施行して、御誓文の精神を学び合った²⁷⁾。

このように、大正昭和期に至るまで、五箇条の御誓文に体现された衆議、合議、立憲制と議会主義の精神は、国民の中に生きており、各議会で意見集約と利害調節が図られるため、究極の価値の押し付けによる抑圧の移譲の連鎖が生じ、それが海外にまで波及して、抑圧を爆発させて戦争下における暴虐として発現したなどということは想定できない。

さらに丸山の議論でまったく理解できないのは、こうした日本の事情だけでなく、民主

主義と議会制が整い、近代化の先進国である英・仏・蘭等が、アジア・アフリカをことごとく植民地にし、強制移住やプランテーションでの奴隷労働に従事させて本国向けのモノカルチャーに再編し、市民としての権利も教育も与えず、住民本位のインフラ整備も十分行わず、抵抗者は大量に殺戮し、現地の体制さえ崩壊させてきたことをどう説明するのだろうか。東京裁判で日本の侵略を断罪したアメリカも、独立宣言で基本的人権と自由と議会制を明言した「立派な」近代国家かもしれないが、原住民の抹殺、アフリカ黒人の拉致と奴隷化、メキシコやフィリピンに戦争を仕掛けて領土を奪取し、大東亜戦争では、原爆投下を含む非戦闘民への大量無差別爆撃、日系アメリカ人の強制移住、占領下の日本人への暴行と犯罪、などなどの所業をどう説明するのだろうか。それは、抑圧の移譲などという架空の論理ではなく、神に選ばれた優秀な白人・キリスト教徒が、野蛮な地域を征服し、他教徒を殲滅し、神の国を創設・拡充していくことが、神の定めた摂理だと信じているからである。

日本の中でも「脱亜入欧」的考えで、文明化した日本が野蛮なアジアを差別的に見下すような側面もあったことは確かであろう。しかし、日本の植民地統治が西欧のそれと異なる点は、彼の国が本国中心の搾取に終始したのに対し、日本は、基本的に自国と同様の文明化・近代化を、日本の血税と人的資源と技術力で行った点である。この違いは、日本が古来よりアジアとの文化交流があり、尊崇の念を抱いていたことと、ともに西洋列強からの脅威に晒されているアジアの同胞という意識が、底流として流れていたからだと思われる²⁸⁾。

(5) 刊行時からみた「超国家主義論文」の意義

ここで今一度、丸山論文の問題点をその刊行時の事情を踏まえて考察しておこう。

既述のように、この丸山論文は、超国家主義を近代日本の精神文化の全体構造との関連で解明しようとしたものであるが、その執筆を終えた1946年3月22日より以前に、超国家主義の根幹を為すとGHQに判断された国家神道は、45年12月の神道指令で禁止されており、さらに、年頭の詔勅では、昭和天皇自らが五か条の御誓文を加えて、皇室はその民主的議会主義とともに歩んできたこと、さらに「現御神」としての神格化を否定して、国民との紐帯は終始相互の信頼と敬愛とによりて結ばれ、単なる神話と伝説とによるものでないと述べている。これは、「天皇の人間宣言」と俗称されるように、天皇が神から人への転換を宣言したのではなく、もともと人間として民とともに信頼関係を基軸に歩んできたことを宣言しており、かといって太古の昔は神ではなかったとも言っていないことに留意すべきである。さらに、そうした天皇の意向と詔書も踏まえて、GHQの憲法草案も、象徴天皇、主権在民、戦争放棄を内容とするものになっていた。

丸山は、自身の論文を校了した3月22日より少し前の、2月14日に結成された憲法研究委員会に、委員長宮沢俊義らと参加していたが、その席で末広厳太郎から、マッカーサー草案が提示されたという情報が伝えられていた²⁹⁾。

だが、丸山の超国家主義論文は、国体の中に民主的議会主義の要素をほとんど認めず、中心的価値たる天皇の究極の権威も、無限の古に遡る伝統の権威と天壤無窮の皇運によって根拠づけられるとする論旨は、天皇の年頭の詔勅の主旨とは異なっている。

そうすると丸山は、国家神道が廃止され、象徴として天皇が存置され、国民主権と戦

争放棄という占領行政の基本が決定された時点で、日本の超国家主義の病理的な内実を暴き出して、GHQ主導の占領行政の「正しさ」を立証するものともなったが、反面、天皇否定の国際世論に抗して、歴史的にも、伝統や神話に拠らない民主的で民との信頼関係の厚い人間天皇像をアピールしてきた昭和天皇や日本政府およびGHQの意向に水を差すこととなる。つまり、丸山は、GHQ以上になおも日本の国体の病理を弾劾して止まなかったのである。

だが、その事は、進行する東京裁判において天皇の責任を根拠づける論拠を提供しかねない、実に危険な試みであった。すでにマッカーサーと日本側の協力と努力によって、平和的象徴天皇としての存置が決まっていたものの、あえてここまで醜い天皇を核とした国体像を提出したことは、改めてその後の知識人界や国民に、我が国の国体に関して暗い罪悪感を植えつける役目を果たしていったと言え、それが丸山の狙いであったのだろう。

(6) 日本ファシズムについて

第一に、丸山のファシズム論の問題点として挙げられることは、まず日本の戦時期の体制をア prioriに「ファシズム」と規定して表現していることである。このファシズムという言葉は、特にヒトラーのナチスをすぐに想起させ、日本もナチスと同じくユダヤ人を数百万人も虐殺したのと同様な範疇の国家体制であることを、暗黙の裡に前提してしまっていることである。これは、東京裁判の基本姿勢と等しい。筒井清忠氏は、フリードリヒ・ブレゼンスキーに拠りながら、丸山が示したファシズムの指標とスターリニズムとを比較して、「全体主義国家」として同様の特徴を備えている点を示しているが³⁰、ファシズムと社会主義が、全体主義として同根のイデオロギーであることは、すでに1943年にF・A・ハイエクが『隷属への道』で明確に指摘していたことは周知のことである。したがって筒井氏が指摘するように、丸山がファシズムを「反動」であり「疑似革命」であると、社会主義革命を真正なものとする価値基準も恣意的なものといえよう。

ただ全体主義といっても、大東亜共栄圏の思想的意味づけを行ったとされる昭和研究会のリーダー・三木清は、「新日本の思想原理」をまとめて、東亜思想の原理は全体主義ではなく「日本の世界史的使命は、リベラリズム、ファシズムを止揚し、 Kommunismusに對抗する根本原理を身をもって把握し、「東亜の統一」といっても英米の植民地支配のような資本主義的侵略ではなく、中国および東洋諸国がそれぞれ独立し、平等な立場で結び合うという形を強調し、協同主義は、個人主義と利己主義に直結する自由主義に反対するが、「自由主義の主張してきた人格の尊厳、個性の価値等の諸観念は重要な意義を有している」³¹と評価している。

昭和天皇や東條英機は、ヒトラーとは全く異なるし、数百万のユダヤ人を虐殺したナチスと、多数のユダヤ人の逃避行を助けて生命を救った杉原千畝・榎口季一郎・東條英機等を擁する日本と、同列に語ることもできないであろう。

こうしてみると、すでに伊藤隆氏が1969年に提起されたように、戦前日本のように天皇を基軸に元老、枢密院、両議会、陸軍、海軍さらにその外郭に控える左右の政治団体が合従連衡して、複雑な対立と合意形成を織りなす政治社会の分析には、ファシズムというア prioriの概念ではなく、日本の実情に即した「進歩(欧化)－反動(復古)」と「革新(破壊)－漸進(現状維持)」という両軸の枠組みで、個人や団体の政治活動を立体的に

分析することが適切であろう³²⁾。

第二に、日本のファシズム的対応を余儀なくされた対外的要因の分析が、ほとんど見受けられない点である。特にアメリカからの脅威については、「超国家主義」論文では、国際的な抑圧の移譲の初発点として欧米列強の圧迫を挙げていたが、大東亜戦争での最大の敵国・アメリカからの度重なる脅威と圧迫について、まったく触れられていない点である。1919年ヴェルサイユ会議で日本が提案した「人種平等案」をウィルソン大統領が潰したこと、1922・23年ワシントン条約締結時に日英同盟破棄を画策、1924年の排日移民法を可決、1930年ロンドン軍縮会議での日本案の抑え込み、1931～32年満洲事変及び満洲国設立に反対する執拗な反撃・「スチムソンドクトリン」、1937年10月ルーズベルト大統領による世界平和を乱す3国を隔離して監視すべきという「隔離演説」、1939年日米通商航海条約破棄、日華事変下における一貫した蒋介石政権への軍事的経済的援助、1940年10月「マッカラムの戦争挑発行動8項目」決定、1941年8月対日石油輸出全面禁止、1941年11月26日ハルノート手交、・・・このような一貫したアメリカ側の日本への明確な敵対姿勢を示す動向が、丸山の論稿には一切現れない。

さらに日本の中国への侵攻を招いた中国側の南満洲鉄道への妨害、日本企業・商店・日本人への数々の暴行、済南事件・南京事件・通州事件・大山中尉射殺事件、国際租界日本人居住区への中国軍の攻撃、等々、日華事変に至るまでの中国側の常軌を逸した日本への攻撃、暴虐事件等にも一切触れていない。こうした、米中両国の日本への攻撃的態度を捨象して、もっぱら日本国内の急進的右翼勢力と軍部、既成政党によるファシヨ化の動きを説いているのが、丸山の論説である。

第三は、さらなる国際的条件として、同じ後発型の近代国家の道を歩んできた日本とドイツであっても、その置かれた立場や条件がまったく考慮されていないことである。ドイツは第一次世界大戦の敗戦国として植民地や領土を奪われ、軍備も縮減され、天文学的な賠償金を課せられており、経済的困難とともに国家国民としての屈辱感がマグマのように鬱積しており、その積年の恨みがナチス・ヒトラーのデモーニッシュなヴェルサイユ体制打倒の運動を生んだのである。

ところが日本は、第一次大戦の戦勝国であり、国際連盟の常任理事国であり、領土を奪われたわけでも、高額な賠償金を課せられていた訳でもなかった。

したがって、確かに昭和恐慌の打撃はあったが、そこからの脱出は、むしろアメリカより早く、1934年にはGNPは、恐慌前の水準に回復していた。これに対し、アメリカは1937年までは回復基調にあったが、38年にふたたび落ち込み、恐慌前の水準に戻るのには、ようやく1941年になってからであった³³⁾。したがって、ドイツ的な狂信的ファシズム運動が生まれる客観的条件は、ドイツに比べると小さかったのであり、丸山が言うように日本における労働運動の弱さ故ではなかった。

またドイツがヴェルサイユ体制をもたらしした英仏と隣接するという緊張関係に置かれたのに対し、日本は、最大の輸出国(生糸)であり輸入国(石油)でもあるアメリカに対して強く敵意を抱く要因がなく、アメリカにとっても日本は、太平洋を隔てた極東の国であり、直接アメリカの安全を脅かす存在ではなかった。にもかかわらず、アメリカは、満洲進出に対して日本がそれを阻んでいるように捉えて、一方的に日本を敵対視していったのである。

第四に、ではなぜ日本は、右翼のテロや軍部の大陸への独断進出を許し、政党政治崩壊といった事態を招いたのだろうか。その主要因は、既成政党、特に民政党の誤った政策運営にあった。既成政党の責任については丸山も言及しているが、その具体的政策に関する論及や分析はない。民政党内閣の幣原外交は、中国における不当な反日運動や暴虐事件に断固たる処置を怠って、日夜危険に晒される現地日本人や軍人の不安と焦燥が募り、加えてロンドン条約での海軍力削減は海軍の不満を激昂させ、さらに決定的だったのは金融恐慌を招いた失態とそれに続く世界恐慌の真ただ中で、旧平価による金解禁と超緊縮財政を断行して恐慌状態に陥り、失業者・倒産者・犯罪者を激増させたことである。蚕糸業に依存する中部地方や低米価に苦しむ稲作地帯の農村を不況のどん底におとしめ、強兵を支える農家経済へ大打撃を与えたことが、軍部や農本主義を抱く農村問題解決に取り組む指導者たちの既成政党への恨みを増幅させた。さらに金正貨が大量に流出するなか、ドル買いに奔走して巨利を博した財閥は、民衆の怨嗟的となった。

こうした問題解決のために、政党や財閥要人への暗殺テロと、農村過剰人口対策として満洲移民を企図した満洲事変が勃発したのである。続く政友会高橋是清は、日銀引受けの大量の国債発行による有効需要創出政策と低為替による輸出促進政策で経済復興を果たしたが、軍需経済や都市経済の急速な復興に比べ農村経済の復興は遅れ、政党政治への信頼回復にはつながらず、反都市意識と反政党意識が農村に蔓延した。そればかりか、政友会は軍部に阿って天皇機関説問題を政治マターとして利用して政敵攻撃に奔走し、政党政治を自殺に追いやったのである。

だが、こうした政党政治の失策だけで急激な政治的変動は起こらなかったと思われる。そこには共産主義勢力の影響が働いており、丸山にこの点の指摘が欠けていることが、第五の問題点である。丸山は、日本思想史上のマルクス主義の影響力の大きさを評価するが、その現実の政治状況や労働運動等に及ぼした影響力を評価せず、その事がその反動としての下からの急進的ファッショ勢力の弱さと、既成勢力による上からのファッショ的統合という道をもたらしたと説く。

しかし、これは間違っている。まず、下からの急進的右翼全体主義者は、ほとんどマルクス主義の影響を受けている³⁴⁾。五・一五事件、二・二六事件と続く右翼テロの理論的支柱の一人とされる大川周明しかり、北一輝しかり、である。それは彼らが農民と労働者を搾取する財閥・地主制・政党・官僚制に反対し、欧米植民地からのアジア解放の立場に立つからであるが、共産主義ではなく天皇を戴く国家社会主義統制経済を説く。また彼らが指導したクーデターが失敗に終わった後、陸軍の主導権を握り、日華事変から南方進出へ軍事進行を進めていった統制派の指導者である永田鉄山もまた、社会主義に基づく統制経済による全体主義に染まっていた。また近衛内閣のシンクタンクの機能を果たし新体制運動を理論面、実践面で支え、大政翼賛会結成にも尽力した昭和研究会のメンバーで「支那問題研究会」を組織し、風見章・西園寺公一・細川嘉六・堀江邑一・犬養健・蟬山政道・矢部貞治・尾崎秀美も、社会主義或いは共産主義的思想の持主であった。尾崎は言うまでもなくゾルゲ事件に関与し、支那事変の拡大と南進政策による日米戦争の画策に尽力した人物である。ただし、昭和研究会の中心的指導者・三木清も社会主義・共産主義の影響を受け、ファシズム、ソ連型共産主義、自由主義、全体主義を批判し、それを凌駕する協同主義の理念に到達して、大東亜共栄圏を合理化する理論をまとめ上

げたことは先に述べたとおりである。

また陸軍の秋丸機関の下で大東亜戦争の作戦立案に従事した有沢広巳や、昭和研究会のメンバーで、有沢の薫陶を受けて近衛内閣の経済新体制の理論的支柱となった『日本経済の再編成』を上梓した笠信太郎、また革新官僚として統制経済を立案・実行した岸信介・勝又精一（昭和研究会）らも、社会主義・共産主義の思想的影響を受けていた。

なぜ左翼も右翼も、資本家や地主階級とそれが支える既成政党を口を極めて攻撃したのか。それは当時、大学や出版界はマルクス主義文献で溢れており、日本資本主義論争が活発に展開されていたが、そこで描かれていた資本家や地主は、ただひたすら労働者や小作人が生み出す剰余価値を搾取するだけの寄生的な極悪人であり、彼らがいかに創意工夫と努力を重ねて産業を起し農事改良で農業を振興し、地域社会を献身的に支えてきたのかという真の姿は教えられず、その資本家と地主が結集したのが既成政党であるとして、日本社会をあたかも搾取と抑圧に覆われた暗黒社会のように教え込まれてきたからであった。

しかも、右翼が唱える昭和維新の原型である明治維新も、左翼が模範とするロシア革命も、ともに政治テロが激発して成就した革命であり、革命にはテロが必然であるかのような雰囲気醸成されていたのである。しかも、マルクス・レーニン主義は、日本の国柄の根幹である天皇制の打倒を叫んだので、これに対峙する保守勢力も断固たる取締りで応えたのである。

こうした多大な影響力を持った社会主義・共産主義思想の影響を無視した丸山は、これらの諸分野にそうした思想が伝播した裏に、中国やアメリカ・ルーズベルト政権にも深く浸透したソ連・コミンテルンの諜報活動があったこと、したがって日本の針路を運命づけた最も重要な政治的事件として、コミンテルンの人民戦線戦略の下で謀られた西安事件と第2次国共合作、その後の国民党軍による度重なる挑発や攻撃の意味が正しく指摘されていない。また先に触れた尾崎秀美がゾルゲグループとともに果たした売国的役割についても一切言及がないし、ソ連のポーランド侵攻や日ソ中立条約を破棄しての満洲侵攻と暴虐の数々についても沈黙を貫いている。

従って、第六に、丸山が「日本ファシズムの担い手」として、自身を含むインテリゲンチヤの責任を免罪したが、左右を問わずマルクス主義に影響を受けて上記の活動、とくにいたずらに中国戦線を煽り、南進を叫んで米英との戦争を画策し、あるいは大東亜共栄圏に理論的支柱を与え、戦時統制経済の指針を示したインテリゲンチヤこそ、真っ先にその名を挙げられねばならないだろう³⁵⁾。だが、本来ならファシヨの動きに最も明確に批判・抵抗した憲法学者の美濃部達吉と佐々木惣一、ファシズムと社会主義双方を批判した自由主義者の河合栄次郎、精神科学研究所を設立して昭和研究会や近衛内閣の日華事変拡大、社会主義的統制経済批判を敢行した小田村寅二郎、社会主義経済及び共産主義を批判した経済学者小泉信三や山本勝市、これら自由主義を奉じるインテリゲンチヤへの評価は、丸山論文にはみられない。

そして丸山が末端社会を仕切る「小天皇」として、超国家主義の軍国主義やファシズムを支え、より下層の国民を支配したと断罪した「疑似インテリ」の「小工場主、町工場の親方、土建請負業者、小売商店の店主、大工棟梁、小地主、自作農上層、学校教員、殊に小学校・青年学校の教員、村役場の吏員・役員、その他一般の下級官吏、僧侶、神官」

等の層こそ、実は明治維新以来日本の近代化を底辺で支えてきた層であり、戦時下においてもインテリが造り上げた国家理念や戦争の大義に従って国家国益のために奮闘した功労者であった。彼らに「ファシズムの担い手」という汚名を着せて、自らの責任を回避する丸山の態度は許されるものではなからう³⁶⁾。

第七に、丸山は、前述したとおり、ファシズムは、帝国主義の危機における反革命の最も先鋭的な最も戦闘的な形態としているが、その「反革命」とか「反動」という言葉では表現できないくらいの改革が実現されたことを、まったく語っていない。

大東亜戦争において、企画院等に参集した革新官僚達（多分に昭和研究会からの人的・理論的系譜を継ぐ）によって国家総動員の総力戦体制が構築されたが、そこで実現された事項を挙げてみよう。

- 「日本的経営」の原型が定着 所有と経営の分離による、株主よりも従業員全体の共同利益の追求を指導。月給制による賃金統制、終身雇用制の普及、日銀による統制強化と普通銀行の整理統制、労使双方参加の企業ごとの「産業報国会」、軍需産業を基軸に自動車・機械・電力等重化学工業の発達。
- 官僚統制の強化 企業利益の追求よりも国家目的のための生産性向上を目指す、新官僚による統制会を通じた各団体への積極的統制強化。
- 中央集権的財政制度の確立 1940年の税制改正で法人税が独立税となり、源泉徴収制度が導入されて国税収入を強化し、地方税制交付金制度によって地方財政への補助金・交付金により地方格差の是正を図った。
- 社会保険制度の拡充 1938年国民健康保険法、39年職員健康保険法、41年労働者年金保険法による福利厚生の実現。
- 借地法・借家法の強化による地代、家賃の高騰抑制と地主・家主の解約権の制限、契約延長による借地人・借家人保護。
- 農地調整法並びに小作料統制令による小作料の実質金納化と大幅な引下げ、食糧管理法による国家管理下の、生産者と消費者の二重米価制による利害調整と消費者米価安定実現。

野口悠紀雄氏は、こうした諸制度からなる体制を「1940年体制」と呼び、「戦後改革」の素地を準備し、高度経済成長に際して本質的な役割を果たしたが、バブル崩壊後の1990年代以降は、日本経済の停滞の要因になっていると指摘している³⁷⁾。

こうした地主と資本家を軸とした旧秩序の解体化とともに、労働者や小作人の地位は相対的に上昇し、婦人の労働力進出によって彼等の発言権は増し、平和産業の軍需産業への転換、同業組合法によって問屋業の整理がなされ中間業者問屋の勢力は衰え、価格統制と徴発および配給によって生活水準は下層階級に平準化され、軍事動員の拡充によって上下階級の平準化が生じて、下層階級の立場が相対的に上昇する。こうして総力戦体制の中で国民の「強制的同質化、均衡化」は、旧来の資本家・地主、地域の「小天皇」による名望家支配体制の改変と、より下層の「上昇」や「解放」を伴っていたのであり、けっして丸山の言う「反革命」「疑似革命」に止まっていたわけではなかった³⁸⁾。

また「強制的同質化、均衡化」「強制的セメント化」などと聞くと、戦時下においてはすべてが統制一色の、個性のない社会となってしまったかのような印象を与えられるが、地域社会はけっしてそうではなかった。

一例を挙げると、富士紡績会社のある静岡県駿東郡小山町では、丹那トンネル開通にともなう地域の地盤沈下に対処するため、振興委員会や町会において、日華事変から大東亜戦争初期に至る時期においても次のような諸事業を協議し、上級官庁等に請願・申請している³⁹⁾。

1937年：産業道路の開通、湯船原の開拓促進、町立病院設置、観光事業促進、信用組合事業の拡充

39年：軍需工場誘致、養豚組合設置、電力使用料金値下げ、木炭増産のため官林払下

40年：県道編入、実業学校女子部分離二付補助金請願、副業・林業・木炭増産・畜牛施設設置、蚕糸業奨励、紀元2600年記念行事として町史編纂・町立中学校建設・簡易屠場の経営、忠霊塔と軍人墓地建設、湯船原の温泉観光地開発

41年：通学列車の便益増大、道路工事の促成

42年：実業学校の学級増加と女子高等教育施設の建設計画、新駅設置

このように、戦時下といえども、丸山がファシズムの担い手として非難した町村会議員や名望家たちは、地域の特質を生かした個性豊かな振興事業を、合議しながら実直に推進していたのである。こうした活動は、「反革命」でも「疑似革命」でも、まして中央からの抑圧の移譲によって押し付けられたものでもないことは言うまでもなからう。

II 東京裁判との関わりについて

1. 丸山説の概要

丸山は、1949年5月、「軍国支配者の精神形態」を発表して、東京裁判においてA級戦犯として裁かれた小磯國昭（陸軍大将、首相）、松井石根（南京攻略時の陸軍大将）、東郷茂徳（対米戦開戦時の外相）、東條英機（首相、陸相等）らを俎上に挙げて、軍国主義者の精神形態を分析している。東京裁判は、前年11月にA級戦犯に対して判決が下され、松井と東條は絞首刑、小磯は終身禁固、東郷は禁固20年の刑を受けたが、両名とも獄中死している。

丸山は、戦争に至る日本政治の非合理性や盲目性、非計画性こそ、戦争の「共同謀議」を推進させた日本の体制の最も深い病理であるとし、その戦争指導者の精神をナチスの指導者の、戦争責任を公言し悪を肯定さえする「能動的ヒヒリズム」の強い精神と比較しながら、常に倫理観をもって罪を隠蔽する自己欺瞞に覆われた弱い精神と、その矮小性を指摘し、彼等が示した「既成事実」への屈伏と「権限への逃避」の側面を炙り出して、戦争責任回避、主体的責任意識の希薄さ、そして「恥知らずの狡猾」と「浅ましい保身術」を論難している。

これは、丸山が「超国家主義」論文で指摘した、究極的価値に依存し、主体的責任の意識もなく開戦の決断へズルズルと突入していったという指導層の一般的性向を、東京裁判の陳述を用いて赤裸々に示そうとしたものである。

「既成事実への屈伏」の具体例としては、小磯國昭が満洲事変・三国同盟・日米戦争等に反対しながら政府の指導者であり続けたこと、東郷茂徳外相が三国同盟締結に際して個人的に反対であったが、一旦既成事実になったことを覆すことはできないとして礼賛する演説をしたこと、「権限への逃避」の例としては、松井石根が「南京事件」について軍紀、

風紀の維持は法規上権限がないといって責任を回避しようとしたこと等を挙げて、日本ファシズム支配における「無責任の体系」を総括している。

2. 問題点

まず、丸山は、日本の弁護士ブレークニーや清瀬一郎やインドのパル判事が主張したように、「平和に対する罪」など「法の不遡及」の原則を破った事後法によって戦争指導者を裁くという東京裁判の問題点に触れずに、東京裁判の正義を前提にして論を展開していることである。したがって、「日本ファシズム」論への批判で述べたと同じように、戦争を惹起したアメリカ側の様々な原因や戦争犯罪についてまったく触れずに、あたかも原告側の視線で被告人を裁いている。この点は植田幸生氏も厳しく批判している。これらの姿勢は、丸山がGHQの検閲で禁じる連合国アメリカへの批判や東京裁判への批判を忠実に守りながら、敵に「戦犯」として捕らえられ、不当な判決で既に極刑に処せられている被告に対し、まるで「溺れる犬は棒で叩け」とばかりに、その精神性の弱さや無責任性を日本の支配構造の全体的性格と結びつけながら、これでもかと糾弾し貶めているのである。

これに対し、牛村圭氏は、丸山が引用した東京裁判の供述書を丹念に読み返して、丸山の恣意的な引用の仕方を暴き出している⁴⁰。例えば、日本の被告達が、一連の戦争を誰一人欲しなかったと言いながら、侵略戦争を拡大した政策に同意したことを否定できなくなると、他に選ぶべき道はなかったと主張したというキーナン首席検察官の非難の言葉を引用して、丸山は日本の支配層の「矮小性」の典型として批判している。ところが、実は、上記のキーナンの発言は、日本人特有のものとしてではなく、ほとんどの犯罪者が法廷で用いる常套手段として述べられたものであり、丸山は、その肝心の個所を故意にカットして引用しているのである。牛村氏は、こうした丸山の、恣意的な引用法によって日本人被告を貶めている点を暴いているのである。

また丸山は、ナチスのゲーリングが明確に併合や侵略に対して、積極的にその責任を主張する態度を称賛しているが、じつはニュールンベルク裁判でもナチスの被告のほとんどは、高い地位と権力を持っていたにも拘らず、主要政策の決定には参与せず、犯罪的事実についても知らなかったと述べる「小物」であり、問い詰められるとヒトラーほかすでに死亡している人物に責任を転化しようとしていた事実を、牛村氏は明らかにしている。

松井石根の「南京事件」に関する証言に関しても、丸山は、松井の「各軍隊の将兵の軍紀、風紀の直接責任者は私ではない。」という言葉の前段に、「私は方面司令官として、部下を率いて南京を攻略するに際して起ったすべての事件に対して、責任を回避するものではありませんけれども」という箇所を故意に省略して、松井の「権限の逃避」による責任逃れを糾弾している。松井はきちんと責任を認識し表明していたのであるが、結局、上の言葉が命取りになって絞首刑に処せられ、「南京事件」という多分に敵性プロパガンダの要素が強い事案について、責任を取らされているのである。

また、たとえ反対意見を表明していても国策として決定した以上、私情を殺してそれに従うという小磯國昭の態度も、ナチスにおけるカイテル元帥に同様の事例が確認でき、けっして日本固有の「既成事実への屈伏」を示しているわけではないことが、明らかにさ

れている。東郷外相が、三国同盟に反対していたにもかかわらず、その後礼賛の演説を行った件も、その時は外相として日米戦争阻止の交渉に全力を集中すべき時であり、すでに決定して覆せない事案に関して、徒に反対を表明して軍部強硬派に波風を立てずに、最も重要な日米交渉への取り組みを進めようとの東郷の「腹藝」であったことを示している。

そのほかにも丸山があげた戦犯たちの証言が、丸山が思い込む無責任体制や軍国主義者の矮小性を示すものでないことを、牛村氏は実証的に明らかにしている。

さらに丸山論文では十分触れられていない東條英機についてみると、東條は開戦と敗戦に関する政治上、行政上の責任を明言し、同時に大東亜戦争が自衛戦争であったと主張した。

牛村氏の著作を好意的に評価する平川祐弘氏は、東條とキーナンとの4日間にわたる緊迫した尋問と反対尋問の対決を記し、重光葵の『巢鴨日記』から次のような東條評を紹介している。

東條は少しも責任を避けず部下、同僚を擁護し、天皇陛下の御仁徳を頌し、法廷に対しては謙譲の態度を示し、検事に対しては堂々と主張を明らかにす。キーナン敗北とは米人弁護人等の批評なり⁴¹⁾。

さらに平川氏は重要なことを指摘している⁴²⁾。すなわち、東條の弁明によって、自己の責任を回避せず、大東亜戦争が搾取でも侵略でもない自衛戦争であり、「アジア人のためのアジア」という目標を掲げるなか、敵対勢力に包囲され、石油の供給制限のため危機に晒された事情等が日本国民に知られると、GHQは慌てて、48年2月6日にWGIPの再点検を行い、東京裁判中に吹聴されていた超国家主義的宣伝への一連の対抗措置を含むものにまで、このプログラムを拡大したのである。そのため新聞各社は、東條の証言に対して厳しい論評を下しているのである。

東條の宣誓供述書を繙けば、支那事変から大東亜戦争に至る過程で日本がとった方策に関して、中国内部や欧米諸国の状況を判断しつつ、政府や軍がその都度協議して自衛のために最適と思われる判断で政策を選択していった過程が述べられており、「共同謀議」でもなく、丸山が言うような「何となく何物かに押されつゝ、ずるずると国を挙げて戦争の渦中に突入した」（「超国家主義論文」）などというものでは決してなかったことがわかるであろう。

東條は、丸山が言うような無責任な人物ではなく、主体的に責任を回避せず、堂々と連合国に向かって、日本のとった行動の正当性を礼を尽くして主張して、見事に法廷で闘い、その姿は丸山が非難するような弱く矮小なものではなかった。そして敗戦の責任を引受け、従容として死に臨んだのであった。

3. 文明の断固たるたたかいか？

キーナン首席検事は東京裁判について、民主主義と人格の自由と尊重を破壊せんとし、民主主義諸国に対する侵略戦争を敢行した日本に対する「断固たる文明の闘争」であると宣言した。牛村氏は、この文明による裁きという点に注目して、東京裁判に真摯に向き合っただけで批判的考察を開陳した竹山道雄の文明論や、陸奥宗光の日清戦争を西洋文明対野

蛮の戦いとした見解等を紹介している。

今、文明の定義云々に深入りはしないが、キーナンに従えば、民主主義と人格の自由を保障し、侵略戦争に与しないということになる。ここで、ぜひ想起したいことは、昭和天皇が、終戦の詔勅の中で、「米英二國ニ宣戦セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス」と明言し、「朕ハ帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ對シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス」として、侵略戦争をきっぱりと否定し、東亜の解放を明言している。さらに「敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所眞ニ測ルヘカラサルニ至ル而モ尚交戦ヲ繼續セムカ終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招來スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ」と述べて、原爆投下による無辜の殺傷は、日本民族ばかりでなく「人類ノ文明ヲ破却ス」る行為であると、アメリカの暴挙を人類の文明の名において批判している。

西洋近代国家は、議会制の民主主義体制を採りながら侵略戦争と植民地化を敢行してきた。他国の植民地化ばかりか、魔女狩りや異教徒の迫害、他民族の奴隷的処遇も西欧「民主国家」が行ってきたことである。連合国の中には、ソ連や中華民国のように普通選挙さえ実施せず、ソ連などナチス以上の思想弾圧・言論統制そして民族浄化や大虐殺を行っており、米英はその共産ソ連と連合していたわけだから、到底キーナンの主張する尺度に従っても、連合国は文明国ではなかった。

ここで明治維新に際して、西郷隆盛の残した言葉として『西郷南洲遺訓』を繙いてみると、忠孝仁愛教化の道こそ政事の大本であり、西洋であっても同様のことで、人智を開発するということは愛国忠孝の心を開くことであって、電信・鉄道・蒸気機械を建設しても、いたずらに外国を羨んであらゆる風を外国に仰いで浪費すれば国力は疲弊する、まず我が国の本体を据えて風教を張り、節義廉恥の志操を守り、その上で広く各国の長所をとって開明に進むことが肝要としている。こうした精神は、一方で五か条の御誓文による公論・会議重視、国際化、国民の自由闊達な経済活動、陋習打破といった開明的側面と、忠孝、家族愛、社会公共への貢献、勤勉・修身・修学と護憲の精神、国家への献身を謳った教育勅語の2本柱からなる、近代日本の国体に結実していったといえよう。

西郷はまた、「国の凌辱せらるゝに当りては假令国を以て斃るゝ共、正道を踐み、義を尽すは政府の本務なり」として、義を基とした断固とした国防精神を表明する一方、「文明とは道の普く行はるゝを賛称せる言にして、宮室の莊嚴、衣服の美麗、外觀の浮華を言ふには非ず」とし、さらに続けて「未開の国に對しなば、慈愛を本とし、懇々説諭して開明に導く可きに、左は無くして未開蒙昧の國に對する程むごく残忍の事を致し己れを利するは野蛮ぢや」と、きっぱりと断言している⁴³⁾。

これに対し、福沢諭吉は、『学問のすすめ』『文明論の概略』を著して、西洋列強の侵略の脅威から国を守り、独立を維持することを第一の目的に掲げ、そのためにはいまだ半開の状態にある日本は、植民地を支配し格差等の弊害があり、不完全であっても文明の域に達している西洋諸国から取捨選択して学ぶ必要を唱え、文明とは、人間の知性と徳性の進歩であるとし、特に私的なものを脱した公知・公德の涵養を訴えた。そして、四民平等となった国民一人一人が独立心を持って自国の権利を伸ばし、自国の人民を富まし、自国の智徳を修め、自国の名誉を輝かして、国のためには一命を投げうつ覚悟で報国に努めるべし、と説いた。

西郷も福沢も、西洋文明を取り入れる際には、むやみに妄信し何でも取り入れるのではなく取捨選択し、日本の国柄を軽んじることを戒め、国防のために尽くす熱誠に変わりはない。占領下に独立を奪われて不当で国辱的な裁判に晒されている時に、彼らの不屈の独立心、愛国心、道義心こそ、文明の名のもとに忘れてはならないことであろう。

さらに、西郷も福沢も、西洋列強からの脅威を日本だけでなく、アジア全体に対するものと受け止めていた点でも、志を共有していたと思われる。西郷の場合は、不平士族の不満のはけ口を目的にした「征韓論者」ではなく、あくまで友好関係の構築を目的としており、その背景としては、西洋列強の侵略の脅威に晒されているアジアの同胞同士という認識があった。

福沢も、朝鮮独立を目指す独立派・開化派の金玉均ら日本留学生を物心共に支援し、明治維新に倣った改革を後押しする。福沢は朝鮮の独立と朝鮮人の啓蒙の為には、朝鮮語による新聞の発行が不可欠であるとして、慶應義塾の塾生であった井上角五郎を朝鮮に派遣し、井上は漢字・ハングル交じり文の新聞を発行して、近代化の啓蒙に努めた。

金玉均らは、李朝打倒を企図してクーデターを起こすが、清軍の介入で、多くの開化派の朝鮮人・日本人が犠牲になる。その後日本に逃れていた金玉均が上海に誘き出されて無残に惨殺されると、福沢は「脱亜論」を書いて、「亜細亜東方の悪友を謝絶」し、その後は「西洋人がこれに接するの風に従って処分す可べきのみ」と宣言する。

ここで言う東方の悪友とは、近代的改革を拒み、欧米列強からの侵略に対応できず、開化派と日本に敵対する「支那朝鮮」の守旧派を指しており、日本は彼らを日清戦争で破り、再び開化派とともに近代的改革に着手するが、今度はロシアの支援を受けた守旧派の反攻によって再度挫折を味わう。その後は、周知のように日露戦争、日韓併合へと続くが、日本の朝鮮統治は、日本が西洋から取捨選択して学んだ近代化による国造りと基本的に同等の施策を、行政・経済・教育・文化にわたって実施していったもので、柳宗悦や浅川巧らは朝鮮独自文化の発掘・評価・保存に努めた。

つまり、日本は国力・智徳共に進んだと判断した西洋列強を範として近代文明を形成していったが、その師が犯した非ヨーロッパ地域の植民地化による搾取と奴隷化という途を避け、西洋から学んだ近代化によって、彼らからの解放を目指す方向に進んだといえよう。

もちろんその過程で、不十分な点や種々の過ちもあったことは事実であるが、東京裁判は、文明の名に値しない連合国、特にアメリカによって、その長を採り短を避けて真の文明化を目指した日本を、その欠陥や過ちを、自らの罪業を不問に付しながら不当に断罪したものといえよう。丸山の姿勢は、法廷の場外でGHQの言論統制に守られながら東京裁判の原告側と同様の視点に立って、西洋近代の闇を不問に付しながら、祖国日本の美質や近代化の業績を見ずに、その全体をグロテスクで道徳的に墮落した矮小な被告として断罪したのである。我々は、キーナン検事や丸山のような視覚から、「後出しじゃんけん」のように現在からの視点で日本の行状や国体の在り方を裁くのではなく、彼我両国の置かれた状況と双方の長短所を比較検討した上で、外交交渉や情報戦、懲罰的な武力行使も含めて、全面戦争を食い止める手立てはなかったのかを分析し、現代の防衛戦に活かすべきであろう。

III 日本国憲法との関わり

憲法学者の宮沢俊義は、幣原喜重郎内閣のもとで設置された憲法調査会で自らが中心となって立案した新憲法草案がGHQによって拒否され、その後GHQ主導でいっそうドラスティックな「平和主義・国民主権・基本的人権」を基本とする日本国憲法が制定されると、大日本帝国憲法から日本国憲法への移行を、1945年8月15日におけるポツダム宣言の受諾によって、主権原理が天皇主権から国民主権へと革命的に変動したとする「八月革命説」を唱えて、これを支持した。

この「八月革命説」は、宮沢とともに参加していた憲法研究委員会における丸山の「八月革命」ないし「無血革命」という表現から得られたものとされるが、松本健一氏が指摘するように、ここには重大な矛盾が孕まれていた⁴⁴⁾。すなわち、ポツダム宣言の受諾自体が天皇その人によってなされたことである。「超国家主義」批判論文を公表して、あれほど天皇を中核とした国体と軍国主義を糾弾した丸山にとっては、論理的帰結として、天皇制廃止という結論が導き出されるからである。

しかし、新憲法は、交戦権さえ認めない軍隊不保持の九条と、政治的権限を剥奪された象徴天皇の規定を有していたので、この矛盾は糊塗され、丸山は新憲法に賛同したのである。事実丸山は、後年安保闘争時に、「8月15日に帰れ」と号して、戦後民主主義の原点としてこの日を重視しており、当然国民主権を明言した日本国憲法を支持していた。

しかし、冷戦が激しくなり、朝鮮戦争が勃発し、占領の終結とともに日米安保条約が結ばれ、日本にも防衛力強化のための自衛隊が結成され、憲法改正の論議が喧しくなってきた1965年の段階になって、丸山は改めて「憲法九条をめぐる若干の考察」⁴⁵⁾を発表して、「平和憲法」の意義について考察している。

丸山は、九条に依拠した非武装国家論に対して、敵の侵略にあった場合になすがままに任せるなどは現実離れもはなはだしいといった批判については、軍事的侵略を甘受するくらいなら、一国の政府を牛耳る数人の人間が、自分たち以外の圧倒的国民を殺戮に導くような手段をえらぶことと変わらないと論及し、他国からの侵略を防ぐ軍備を備えることが、あたかも政府の少数者に多数の国民を殺戮に導く手段を与えることのように見なして、防衛そのものを否定しているように論じている。

とにかく丸山の関心は、他国からの侵略を想定して自国を防衛するという、近代国家としての当然の義務と権利の保持にはなくて、もっぱら日本政府が侵略戦争をおこすことを防ぐことに脳裏が支配されている。その丸山は、「人民主権が確立さえしていれば戦争は起こらぬというような単純なことはいえない」ことも自覚しており、日本国憲法のもとでも政府の主体的な政策決定によって戦争が起こされる可能性を想定している。したがって憲法九条を、戦争防止のために政府の権力を人民がコントロールすることの中に生かされねばならないと主張する。

そのための具体的な方策は、憲法前文の「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という一節を、日本の平和を他国に依存するというように曲解するのではなく、むしろ日本が「そういう国際社

会を律する普遍的理念を現実化するために、たとえば平和構想を提示したり、国際紛争の平和的解決のための具体的措置を講ずるといった積極的な行動・・・に政府を義務づけなくてはならないという。

さらに丸山は続けて、「国民の自衛権を、そもそも戦争手段による自衛権の行使とだけ論ずること自体にも問題があると思うのですが、国際法上の伝統的な自衛権がたとえ否定されても、この前文の意味における国民的な生存権は、国際社会における日本国民のいわば基本権として確認されていることを見落としてはならない。」と断言する。つまり、国連憲章でも認められている各国の自衛権が否定されても、国際的な生存権は確認されていると主張している。

こうして丸山は、日本国憲法の崇高な国民的生存権を基本に据え、自衛のための戦争手段にも頼らず、国際紛争の平和的解決のための平和構想を提示したりするような具体的措置を政府に取らせるように、人民が政府をコントロールせよと主張しているのである。

また丸山は、核戦争の危機が常態化する中で、アメリカのラスク国務長官が、核弾頭付きのミサイル網の強化開発の競争が激化すればするほど安全感がますます低下するという逆説を語る一方、九条によって軍備を全廃し、国家の一切の戦力を放棄することによって究極の安全が保障されるという、過去の国家の常識に反する逆説を採用することを選択すべきだ、と主張している。

このように丸山の理念は、核戦争の脅威の中で軍拡競争に加担すれば、ますます脅威が増幅されるので、軍備を持たないことが安全に繋がり、憲法の生存権の理念を押し立てて、平和活動を展開すれば、国民の生命・財産・国土を防衛できるという主張を展開した。これは、「護憲派」の主張の核心をなすものであった。

しかし、核戦争の脅威が常態化するなかでも、ベトナム戦争は激化し、ソ連はハンガリー、チェコスロバキア、アフガニスタンへ侵攻し、中国もベトナムへ侵攻し、台湾侵略もあきらめてはいないし、尖閣諸島も脅威に晒され、多くの日本人が北朝鮮によって拉致された。

こうしたなかで丸山は、日本国憲法の前文や九条を平和と安全を他国任せにしていると攻撃して自主憲法を主張する人々に対して、「アメリカの戦略体系と作戦行動に組み入れられた形でしか自衛隊が存在しえないという現実については無神経なのであります」と論難して、その後は周知のように日米安保条約改定反対運動の先頭に立っていった。日本が現実には、安保体制とそれに協力する自衛隊によって守られているという厳然たる事実、そしてそれによって丸山たちのような、国家の自衛権さえ否定する者たちも守られているという矛盾に目をつぶって、自らと国民を欺いていったのである。

丸山はまた、「丸裸で侵略を防げるか」という批判に対して、「それほど丸裸が頼りなければ、あなたは一般人民の、自己武装(民兵)を許す用意があるのか」と凄んでいるが、「一身独立して一国独立す」の福沢の精神に立ち返るのであれば、「YES」と毅然と答えるのが当然であろう。

現実問題としてスイスのような民兵組織を採用するのか、徴兵制を採用するのか、募集制度による軍隊組織を採用のかの選択肢があろうが、重要なことは、国民一人一人が、国防を我が事として自ら国民の生命・国土・財産・文化を守ることであり、自由主義の価値観を共有する国家同士で集団的自衛権を行使して、堅固な同盟関係を構築し、権威主義的国

家からの理不尽な侵略に備えることであろう。

おわりに

敗戦後GHQは、東京裁判において日本弁護団の言論や、この裁判の不当性そのものを国民に十分伝えることを伏せながら、野蛮にも「文明」の名において日本を裁いた。丸山眞男も、法廷の外にあって、まるでGHQの一員であるかのように明治以降の日本国家そのものを、道徳の衣を着た野蛮で残虐で前近代的で無責任な「超国家主義」として断罪した。GHQ側の立場に立っているのも、当然アメリカやソ連、中国などの様々な瑕疵や戦争犯罪などには目をつぶり、GHQの鉄壁な検閲制度に守られて、日本の天皇を中核とした精神構造、倫理的道德体系を、抑圧や欺瞞や残虐性や無責任性として論難した。

この東京大学助教授という最高のエリートが、GHQという絶対的権威の後ろ盾を得ながら、GHQが東京裁判で日本を断罪する学問的根拠を法廷外で提供してくれたことは、東京裁判の検事たちに自信をもって被告人を厳罰に処する根拠を与え、逆に敗戦に打ちひしがれて焼け野原となった瓦礫の中で必死に生きようとする日本国民には、心の傷に塩を塗り込むようにして、自国の歴史と文化への誇りと愛着を失わせていく毒薬を投与した。こうした時に、丸山が断罪した昭和天皇は、自らの生命をも厭わずマッカーサーに国民を救うことを訴え、自らの危険を顧みず、全国を巡幸して国民を励ましていた。

丸山はまた、占領下で、独立を奪われ、言論の自由も奪われている状態をもたらしした8月15日に帰れと豪語し、その占領軍に守られながら西洋近代に倣って個人と国家の自主性や独立の重要性を、福沢諭吉に託して語った。福沢に依拠するなら、連合国の占領から「一身独立して一国独立す」る精神をこそ、叫ばなければならなかったのではないか。

ところが丸山は、実質的にはアメリカ軍に防衛を依存しながら、一国独立の基本となる自前の防衛力も忌避し、そうした意識を醸成することさえ嫌悪し、占領下に自己の言論の守護神であったアメリカと同盟関係を堅持して防衛力を強化することに異を唱えた。

こうした丸山の説は、コミンテルンと通じた山田盛太郎に代表される講座派マルクス主義、大塚久雄に代表される西洋史学、そしてハーバート・ノーマンやトーマス・ビッソン等GHQ左派が主導した初期占領行政と密接な関連を持っていたことが重要である。

すなわち講座派が日本経済を全機構的に描いた半封建的軍事的帝国主義という認識は、ノーマンやビッソンを通じてマッカーサーやGHQ全体にほぼ共有されており、それが軍隊解体、財閥解体、農地改革、労働改革、憲法制定、神道指令といった、非軍事化と民主化を目的とした占領政策を遂行する基本理念となった。丸山政治学は、講座派的日本資本主義像の上部構造として、「非中性国家」という西洋近代と違って歪んだ国体を、多頭一身の中核と個人の析出を許さない末端の共同体からなり、海外侵略に至る「抑圧の移譲」による非近代的な倫理的精神的社會構造として描いた。大塚史学は、このような封建的で非民主的絶対主義的専制国家日本を照らし出す鏡として、西欧近代を資本類型・共同体類型・人間類型のいずれにおいても光り輝く目標として描いた。

これら三者の論調は、互いに有機的に結びつき、互いに他を補完し合いながら、三位一体となって東京裁判を支える歴史観を形成したが、それらに共通するのは、一つには西郷始め明治政府の指導者や福沢や自由民権家もあまねく力説していた、近代国民国家

の核心的要件である国民一人一人が自ら国を守るという、国民皆兵の権利と義務を意図的に削除していることであり、今一つは、連合国の闇部を見ずに光のみに注目して、日本の長所をことごとく認めずに闇をことさら深く強調する「自虐＝隷従」的視角であった。特に西欧近代の暗部だけでなく、社会主義・共産主義国の暗部や危険性に対する認識が弱く、また澆瀨とした自由な経済活動を保障する資本主義体制や、日本の農村社会や職人社会に残る伝統文化への評価も薄く、太古以来先人たちが祖国の安全と独立を守り抜いてきた誇りにも疎かった。

彼らの論調に支えられたGHQの急進左派が推進した過激な初期占領改革は、敗戦の混乱に乗じた社会主義革命への二段階革命を展望したものであったが、その野望は、冷戦の進行と朝鮮戦争の勃発によって挫折し、日本を共産主義への砦として復興させようという日米の保守主義の前に敗れ去り、日本は経済復興を果たしていった。そうした戦後改革の諸行政は、GHQによって主導されながらも、それを受け入れる素地は、戦時期の革新官僚らによる総力戦体制の下で進められた各種の改革によって準備されており、内務省を除いてほぼ存続していた官僚機構によって遂行されていった。

こうして日本経済は復興していったが、この「三位一体」の学説は、占領期にはGHQの堅固な検閲によって守られ、GHQが去った後も、自らが検閲主体となって「閉ざされた学問空間」を形成し、公職追放後に大量に進出した社会主義者や欧米中心主義者らが主導する学界や各教育機関、マスコミを通して、一般国民へと「権威の下降」によって広められていった。

この三位一体の通説は、内容的にも政治・経済・社会・文化の全体を総合的有機的に提示していたから、学界の権威や教育過程での教化、マスコミの論調も相まって、個々の論点では批判ができて、その世界観から全体として脱却することは容易なことではない。最高学府に学んだ学者・官僚・政治家そして一流企業の経営者たちが、各々の分野では優れた業績をあげながら、こと国益や国防に関する問題に直面した時に、自国否定的で売国的とも思える態度表明や歴史認識を披歴するところに、この三位一体の歪んだ日本像の影響の大きさが窺われる。

そういう私自身、1970年代後半以降、山田・大塚・丸山の後継者たる碩学を師として学生時代以降研究を深めてきた、いわば第3世代に当たる学徒の一人である。つまり、前稿以来批判してきたこれらの通説の諸論点は、実は私自身がかつて信奉していた学説であり、それらへの批判は、そこから脱却していった遅々たる歩みの一端を示したものにすぎない。

ただここで注意しておきたいことは、この三位一体の戦後の通説を批判的に乗り越えたとしても、それで事足りりということにはならないことである。なぜなら、1991年にソ連邦が崩壊したことによって、マルクス・レーニン主義的な旧型の共産主義思想の影響力は低下し、それに基本的に依拠していた通説の神通力も漸減していったが、ちょうどそれに代わるものとして、先進資本主義国における社会主義的体制転換を期したグラムシやフランクフルト学派に属するネオ・マルクス主義の思想が急速に普及し、日本においてもフランスのアルチュセール研究者・西川長夫氏の「国民国家論」や、言語論的転回を踏まえたナラティヴとしての近代史の捉え返しを試みる成田龍一氏らが、1990年代以降歴史学界において影響力を持っていき、近年では地球温暖化等の環境問題との関連

で、マルクス思想の復活を試みる動向も現れ、さらに構造主義に基づく歴史の大きな枠組みの捉え返しも進んでいる。

これらはいわゆる保守陣営の歴史叙述とは異なるが、それらの動向が、どのような歴史認識をもたらし、とくに国防意識の弱体化という本稿の課題に関連していかなる問題を孕んでいるのかの解明が、次なる課題となる。

注

- 1) 江藤淳『閉された言語空間 占領軍の検閲と戦後日本』文藝春秋、1989年。高橋史朗『歴史の喪失—日本人は自らの歴史教育を取り戻せるのか』綜合法令出版、1997年。有馬哲夫『日本人はなぜ自虐的になったのか 占領とWGIP』新潮社、2020年。山本武利『検閲官 発見されたGHQ名簿』新潮社、2021年。山下英次『日本よ、歴とした独立国家になれ アメリカの戦勝国史観から脱却する時は令和（いま）』ハート出版、2023年。
- 2) 西尾幹二『GHQ焚書図書開封』1～12巻、徳間書店、2008年～2016年。勝岡寛次『抹殺された大東亜戦争 米軍占領下の検閲が歪めたもの』明成社、2005年。植田幸生『さらば戦後精神 藤田省三とその時代』展転社、2014年。
- 3) 吉本隆明『丸山真男論』一橋新聞部、1963年。笹倉秀夫『丸山真男論ノート』みすず書房、1988年。佐藤誠三郎『丸山真男論』、『中央公論』1996年12月。中野敏男『大塚久雄と丸山真男 動員、主体、戦争責任』青土社、2001年。小林正弥編『丸山真男論 主体的作為、ファシズム、市民社会』東京大学出版会、2003年。板垣哲夫『丸山真男の思想史学』吉川弘文館、2003年。今井弘道『丸山真男研究序説』風行社、2004年。竹内洋『丸山真男の時代 大学・知識人・ジャーナリズム』中公新書、2005年。吉田傑俊『丸山真男と戦後思想』大月書店、2013年。池田信夫『丸山真男と戦後日本の国体』白水社、2018年。
- 4) 筒井清忠『昭和期日本の構造』有斐閣、1984年。
- 5) 牛山圭『「文明の裁き」をこえて 対日戦犯裁判読解の試み』中公叢書、2001年。
- 6) 勝岡寛次、前掲書、20～21頁。
- 7) 植田幸生、前掲書、75～81頁。
- 8) 竹内洋、前掲書（注3）、167～176頁。
- 9) 丸山真男『日本の思想』岩波新書、1961年、55～59頁。
- 10) 太田哲夫/編『暗き時代の抵抗者たち 対談古在由重・丸山真男』同時代社、2001年、74～75頁。
- 11) 前掲、丸山真男『日本の思想』45頁。
- 12) 勝岡寛次、前掲書、146～151頁。
- 13) 古賀毅「近代公教育の基本原理に関する再検討—歴史的形成要件とその現代的変移」日本橋学館大学紀要第10号、2011年。
- 14) 藤本茂生「教育・モラル・近代化—19世紀アメリカにおける学校教育の一側面—」『同志社アメリカ研究』28号、1992年3月。
- 15) クロード・レヴィ=ストロース『月の裏側』（川田順造訳）、中央公論新社、2014年、18～19頁、24～25頁。彼は、こうした日本の歴史の中に、「借用と総合、混合と独創とを交互に繰り返してきた」という世界における日本の位置と役割を見ている。レヴィ=ストロースはまた、日本が、明治維新をフランスのように「革命」ではなく「復古」によって成し遂げたことから、伝統的価値の破壊を免れ、現在においても近代科学の革新性と伝統的価値が共存・均衡している点に日本の長所を見出し、その姿は、人類すべてが学ぶべきであると評価している（「知られざる東京」同前書、128～129頁）。西洋の闇を隠して光のみを基準として、日本の長所を無視してその暗部や伝統の存続を批判・糾弾してきた丸山とは、真逆の観方を示している。
- 16) 五個荘町史編さん委員会『五個荘町史』第三巻史料I、1992年、529～531頁。
- 17) 拙著『巨大企業と地域社会 富士紡績会社と静岡県小山町』日本経済評論社、2016年、359～362頁。

- 18) 尾藤正英『江戸時代とはなにか 日本史上の近世と近代』岩波書店、1992年、35～42頁。
- 19) 上山春平「丸山眞男と吉本隆明」『日本の思想』所収、岩波書店同時代ライブラリー342、1992年。
- 20) 前掲、拙著『巨大企業と地域社会』、拙稿「「士魂商才」の精神に学び、日本再生を」『日本国史学』第16号、2020年春、参照。
- 21) 尾藤正英、前掲書、186～193頁。
- 22) 尾藤正英、前掲書、229頁、鳥海靖『日本近代史講義』東京大学出版会、1988年、7～11頁を参照。
- 23) 佐藤誠三郎、前掲論文、198頁。
- 24) 戦後、明治憲法体制を絶対主義的な「外見的立憲制」とみる丸山的評価に対して、明治憲法の制度上の建前ではなく、その現実政治における機能分析を通じて、藩閥勢力と民党勢力との対抗と妥協を通じた政策実現過程を実証して、その立憲主義的内実を描き出していったのは、坂野潤治氏の功績によるところが大きい(例えば同氏『明治憲法体制の確立』東京大学出版会、1971年)。
- 25) 日本における近代名望家支配の構造とその展開過程については、拙稿「日本産業革命期における名望家支配」『歴史学研究』538号、1985年2月号、同「「政党政治」確立期における地域支配構造」(1)～(4)、『彦根論叢』(滋賀大学経済学部)第244号・245号・248号・249号、1987年6月～1988年3月、を参照されたい。
- 26) 前掲『五個荘町史』第三巻、790頁、引用は原文の通りのかな表記による。
- 27) 水上七郎と「誓の御柱」建設運動に関しては、西田彰一『躍動する「国体」 筧克彦の思想と活動』ミネルヴァ書房、2020年、175～202頁を参照。滋賀県彦根市の事例については、拙稿「琵琶湖多景島へ謎解きの旅－誓の御柱」、拙著『近江骨董紀行』新評論、2007年、100～106頁を参照されたい。
- 28) 中野敏男氏は、丸山の戦後啓蒙の言説とアメリカのヘゲモニーの下での戦後改革とが相互補完的に支え合っているが、その戦後啓蒙こそが「近代化」と「民主化」という目標に日本人の意識を集中させることで、日本の帝国主義の記憶を封印し、脱植民地化という課題を素通りさせたと論難し、「従軍慰安婦」問題が突きつける責任の問題を指摘している。むしろ、事態はまったく逆で、丸山は抑圧の移譲の論理で、日本帝国主義の植民地での圧政や対外戦争での暴虐を、国内支配体制との関連で問題にしているのである。そして、これまで縷々述べてきたように、その論理は、明治以降の日本の近代化の実態の中で否定され、したがって植民地支配や海外戦争での暴虐に関しても、事実を基に実証的に判定すべきことが求められている。従軍慰安婦問題に関しては、西岡久『よくわかる慰安婦問題』草思社、2012年、朴裕河『帝国の慰安婦』朝日新聞出版社、2014年、J.マーク・ラムザイヤー『慰安婦女性奴隷説をラムザイヤー教授が完全論破』ハート出版、2023年、朝鮮統治全般に関しては、李栄勲編著『反日種族主義』文芸春秋刊、2019年を参照されたい。
- 29) 座談会「憲法三〇年を回顧して」『ジュリスト』第638号。また、この間の丸山の超国家主義論文執筆時代の時系列的事情に関しては、米谷匡史「丸山眞男と戦後日本－戦後民主主義の〈始まり〉をめぐる」『情況』1997年1・2月合併『特集/丸山眞男と戦後民主主義の再審』号を参考にした。
- 30) 筒井清忠、前掲書、11～21頁。
- 31) 『三木清全集』第17巻所収。また、三木清の「支那事変の世界史的意義」については、酒井三郎『昭和研究会』中公文庫、1992年、159～162頁を参照。
- 32) 伊藤隆『昭和初期政治史研究』東京大学出版会、1969年。
- 33) 中村政則『昭和の恐慌』小学館、1994年、312～319頁。
- 34) 江崎道朗『コミンテルンの謀略と日本の敗戦』PHP新書、2017年は、コミンテルンによる戦争を通じた革命路線によって、明確な左翼勢力だけでなく、右翼全体主義者や軍部、さらに昭和研究会などに社会主義者・共産主義者が忍び込んで、社会主義実現のために大東亜戦争に邁進していった姿をリアルに描いている。以下の叙述も江崎氏の著作によるところが大きい。
- 35) 丸山が免罪したインテリゲンチヤの責任を、近衛新体制のもと昭和研究会に結集して大政翼賛会や総力戦体制、支那事変等の政策ブレンとして活躍した三木清・蠟山政道・笠信太郎等についてその足跡と思想に沿って批判した業績として、マイルス・フレッチャー『知識人とファシズム 近衛新体制と昭和研究会』(竹内洋・井上義和：訳) 柏書房、2011年、を参照。また同書の「改題にかえて」として、訳者の竹内洋氏の「知識人の野望」も、フレッチャー氏の業績の意義を知るうえで貴重である。
- 36) 丸山が、自身を含む本来のインテリと区別して、教養の劣るこうした日本社会の末端のサブリーダーたちをほとんど何の証明もなく、ファシズムの担い手として断罪していることの不当性を、

谷沢永一氏は鋭く批判している（同氏『悪魔の思想』クレスト社、1996年）。

- 37) 野口悠紀雄『1940年体制』2010年、東洋経済新報社、引用は2015年増補版、1～72頁。池田信夫氏も、前掲書『丸山眞男と戦後日本の国体』のなかで、こうした戦時期の事業について触れている（239～241頁）。
- 38) 雨宮昭一『戦時戦後体制論』岩波書店、1997年、7～18頁。
- 39) 以下は『小山町史』第八巻近現代通史編、661～665頁、673頁（筆者執筆）、1998年。
- 40) 以下は、牛村圭前掲書『「文明の裁き」をこえて』、第1章～第4章による。
- 41) 平川祐弘『昭和の大戦とあの東京裁判』河出書房新社、247頁。
- 42) 同上書、249～250頁。
- 43) 以上は、『西郷南洲遺訓』岩波文庫、8～11頁。
- 44) 松本健一『丸山眞男八・一五革命伝説』河出書房新社、2003年、49頁。
- 45) 丸山眞男「憲法九条をめぐる若干の考察」『世界』1965年6月号。そのもとは、1964年11月4日の憲法問題研究会月例会で報告したもの。以下の引用も、同論文による。